

(1) 添付資料

目 次

資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

資料 1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

資料 1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性

資料 2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書

資料 2-1 耐震設計上重要な設備を設置する施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書

資料 2-1-1 耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する説明書

資料 2-1-1-1 耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針

資料 2-1-2 津波への配慮に関する説明書

資料 2-1-2-1 耐津波設計の基本方針

資料 2-1-2-2 基準津波の概要

資料 2-1-2-3 入力津波の設定

資料 2-1-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

資料 2-1-2-5 津波防護に関する施設の設計方針

資料 2-2 特定重大事故等対処施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書

資料 2-2-1 特定重大事故等対処施設に対する自然現象等への配慮に関する説明書

資料 2-2-1-1 特定重大事故等対処施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針

資料 2-2-2 特定重大事故等対処施設の津波への配慮に関する説明書

資料 2-2-2-1 特定重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針

資料 2-2-2-2 基準津波の概要

資料 2-2-2-3 入力津波の設定

資料 2-2-2-4 入力津波及び基準津波を一定程度超える津波による特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備への影響評価

資料 2-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針

資料3 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

資料4 通信連絡設備に関する説明書

資料5 耐震性に関する説明書

資料5-1 耐震設計の基本方針

資料5-2 波及的影響に係る基本方針

資料5-3 申請設備に係る耐震設計の基本方針

資料5-4 申請設備の耐震計算書

資料5-5 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果

資料6 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

資料6-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

資料6-2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

資料7 中央制御室の機能に関する説明書

資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

目 次

資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性

資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

目	次	頁
1. 概要		T3-添1-1-1
2. 基本方針		T3-添1-1-1
3. 記載の基本事項		T3-添1-1-1
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性		
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備		
ロ. 発電用原子炉施設の一般構造		
(2) 耐津波構造		T3-添1-1-ロ-1
(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計		
(ii) 重大事故等対処施設に対する耐津波設計		
(iii) 特定重大事故等対処施設に対する耐津波設計		
(3) その他の主要な構造		T3-添1-1-ロ-20
(i) a. 設計基準対象施設		
ヘ. 計測制御系統施設の構造及び設備		
(5) その他の主要な事項		T3-添1-1-ヘ-1
(v) 中央制御室		
ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備		
(3) その他の主要な事項		T3-添1-1-ヌ-1
(iii) 浸水防護設備		
(viii) 緊急時対策所		
(ix) 通信連絡設備		

1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

2. 基本方針

設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。

設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下、「要目表」という。）」について示す。

なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。

3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、「本文（五号）」に記載する順とする。
- (3) 設置許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が設置許可申請書と整合していることを明示する。
- (4) 設計及び工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。
- (5) 「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載する。欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。

4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>五. 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(2) 耐津波構造</p> <p>(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計 　　<中略></p> <p>a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による週上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>		<p>【浸水防護施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>1. 1. 5 津波防護対策</p> <p>「1. 1. 3 入力津波の設定」で設定した入力津波による津波防護対象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。</p> <p>入力津波の変更等が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>具体的な内容は設置許可申請書（本文）「ロ. (2) (i) a. (a), (b), (c)」に記載している。</p>	<p>設置許可申請書（本文）「ロ. (2) 耐津波構造」（P添1-1-ロ-1～19）は DB、SA、ES を分けて記載しているが、設計及び工事の計画では DB、SA を統合して整理している。</p> <p>設置許可申請書（本文）「ロ. (2) (i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」（P添1-1-ロ-1～11）では DBについて対比している。</p>

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(a) ①<u>設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室②は基準津波による遡上波が地上部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。</u></p> <p>＜中略＞</p> <p>大津波警報が発表された場合、押し波の地上部からの到達及び流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>また、基準津波3及び基準津波4は、第1波の押し波が地上部から到達及び流入しないものの、取水路から海水ポンプ室に至る経路において第1波より第2波以降の水位変動量が大きいため、第2波以降の押し波が地上部から到達及び流入するおそれがある。そのため、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、押し波の地上部からの到達及び流入を防止するた</p>	<p>1.5 耐津波設計</p> <p>1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針</p> <p>1.5.1.3 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p><u>設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室及び燃料油貯油そうが設置されている周辺敷地高さはT.P.+3.5mであり、取水路、放水路から津波による遡上波が地上部から到達・流入するおそれがあるため、津波防護施設として取水路防潮ゲート、潮位観測システム（防護用）、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに1号及び2号炉放水ピット止水板を設置する。</u></p>	<p>a. 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(a) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、①<u>津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、②遡上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。</u>流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。</p> <p>②評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入する可能性がある場合は、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画並びに海水ポンプ室（3・4号機共用（以下同じ。））及び燃料油貯油そう（「重大事故等時のみ3・4号機共用」、「4号機設備、重大事故等時のみ3・4号機共用」（以下同じ。））に、津波防護施設として、遡上波の流入を防止するための取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号機放水ピット止水板、1号及び2号機中央制御室並びに中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置するとともに、浸水防止設備として、開口部等の浸水経路からの流入を防止するための海水ポンプ室浸水防止蓋（3・4号機共用（以下同じ。））を設置する設計とする。取水路防潮ゲートについては、防潮壁、ゲート落下機構及びゲート扉体等で構成し、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のある潮位に至る前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。潮位観測システム（防護用）は、潮位計（潮位検出器、監視モニタ（データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。））及び衛星電話（津波防護用）等により構成され、取水路防潮ゲートを閉止する判断を行ったための設備であることから、重要安全施設として取水路防潮ゲート（MS-1）と同等の設計とする。</p> <p>大津波警報が発表された場合、押し波の地上部からの到達、流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、押し波の地上部からの到達、流入を防止するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>①<u>設計及び工事の計画では、設計基準対象施設と重大事故等対処施設を包括した記載としており、整合している。</u></p> <p>②<u>設計及び工事の計画では評価のプロセスから対策までを具体的に記載しており、整合している。</u></p>	

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
<p>(c) 取水路又は放水路等の経路から、①津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、②必要に応じ津波防護施設及び浸水防止設備の浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>め、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>なお、復水タンクについては、T.P. +15.0mに設置されており、津波による遡上波は地上部から到達、流入しない。</p> <p>また、海水ポンプエリアにおける床面からの浸水を防ぐために、浸水防止設備として海水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。これらの浸水対策の概要について、第1.5.5図に示す。</p> <p>なお、遡上波の地上部からの到達、流入の防止として、津波防護施設を設置する以外に、地山斜面、盛土斜面等の活用はしていない。</p> <p>1.5.1.3 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>敷地への海水流入の可能性のある経路を第1.5.3表に示す。</p> <p>特定した流入経路から、津波が流入する可能性について検討を行い、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値を踏まえた裕度と比較して、十分に余裕のある設計とする。特定した流入経路から、津波が流入することを防止するため、津波防護施設として、取水路防潮ゲート、潮位観測システム（防護用）、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに1号及び2号放水ピット止水板を設置する。大津波警報が発表された場合、特定した流入経路からの津波の流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>また、基準津波3及び基準津波4は、第1波の押し波が特定した流入経路から流入しないものの、取水路から海水ポンプ室に至る経路において第1波より第2波以降の水位変動量が大きいため、第2波以降の押し波が特定した流入経路から流入するおそれがある。そのため、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、特定した流入経路から、津波が流入することを防止するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>また、浸水防止設備として、海水ポンプ室に海水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。これらの浸水対策の概要について、第1.5.4図に示す。また、浸水対策の実施により、特定した流入経路からの津波の流入防止が可能であることを確認した結果を第1.5.4表に示す。</p>	<p>1. 1. 5 津波防護対策</p> <p>a. 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>取水路又は放水路等の経路のうち、①津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、それ以外の屋外排水路、配管の標高に基づく津波許容高さと経路からの津波高さを比較することにより、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室及び燃料油貯油そうへの、津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。</p> <p>②評価の結果、流入する可能性のある経路がある場合は、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画並びに海水ポンプ室及び燃料油貯油そうに、津波防護施設として、経路からの津波の流入を防止するための取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号機放水ピット止水板並びに潮位観測システム（防護用）を設置するとともに、浸水防止設備として、開口部等の浸水経路からの流入を防止するための海水ポンプ室浸水防止蓋を設置する設計とする。</p> <p>大津波警報が発表された場合、経路からの津波の流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、経路からの津波の流入を防止するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>(a)、(b)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入力津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p>	<p>設計及び工事の計画の①は、設置許可申請書（本文）の①について具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の②は、設置許可申請書（本文）の②について具体的に記載しており、整合している。</p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>d. <u>水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ポンプについては、①基準津波による水位の低下に対して、津波防護施設を設置し、②海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。</u></p>	<p>1.5.1.6 <u>水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</u></p> <p>(1) 海水ポンプの取水性</p> <p>基準津波による水位の低下に伴う取水路等の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位を適切に算出するため、津波シミュレーションにおいて管路部分に仮想スロットモデルによる一次元不定流の連続式及び運動方程式を組み込んだ詳細数値計算モデルにより管路解析を併せて実施する。また、その際、取水口から海水ポンプ室に至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた摩擦損失を考慮するとともに、貝付着やスクリーンの有無を考慮し、計算結果に潮位のバラツキの加算や安全側に評価した値を用いる等、計算結果の不確実性を考慮した評価を実施する。</p> <p>引き波時の水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とするため、津波防護施設として取水路防潮ゲート及び潮位観測システム（防護用）を設置する。循環水ポンプ室及び海水ポンプ室は水路によって連絡されているため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、引き波における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、引き波における海水ポンプの取水量を確保するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>海水ポンプについては、津波による海水ポンプ室前の上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表された場合には、引き波における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用（以下同じ。））及び送水車についても、入力津波の水位に対して取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p> <p>この評価の結果、<u>海水ポンプ室前の入力津波高さは、T.P.-3.3m</u>であり、<u>海水ポンプの設計取水可能水位 T.P.-3.52m</u>（水位下降側の海水ポンプ室前の入力津波高さについては、基準津波3の隠岐トラフ海底地すべりを波源としていることから地盤変動による隆起は考慮しない）<u>を上回ることから、水位低下に対して海水ポンプは機能保持できる。</u></p>	<p>d. <u>水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</u></p> <p>(a) 海水ポンプ等の取水性</p> <p>海水ポンプについては、①海水ポンプ室前の入力津波の下降側水位が、海水ポンプの設計取水可能水位を上回ることにより、②取水機能が保持できる設計とする。そのため、津波防護施設として、取水路防潮ゲート及び潮位観測システム（防護用）を設置する設計とする。</p> <p>循環水ポンプ室及び海水ポンプ室は水路によって連結されているため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、引き波における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、引き波における海水ポンプの取水量を確保するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>海水ポンプについては、津波による海水ポンプ室前の上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表された場合には、引き波における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用（以下同じ。））及び送水車についても、入力津波の水位に対して取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p>	<p>①設計及び工事の計画では、評価のプロセスから対策までを具体的に記載をしており、整合している。</p> <p>②設計及び工事の計画の②と設置許可申請書（本文）の②は同義であり、整合している。</p>	

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して海水取水トンネル及び海水ポンプ室の通水性が確保でき、①かつ取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>(2) 津波の二次的な影響による海水ポンプの機能保持確認</p> <p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、海水取水トンネル及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプは機能保持できる設計とする。</p>	<p>(b) 津波の二次的な影響による海水ポンプ等の機能保持確認</p> <p>基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積に対して、海水取水トンネル（3・4号機共用（以下同じ。））及び海水ポンプ室が閉塞することなく海水取水トンネル及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>①また、海水ポンプ取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合にも、海水ポンプの軸受部の異物逃がし溝から排出することで、海水ポンプが機能保持できる設計とする。大容量ポンプ及び送水車は、浮遊砂の混入に対して取水機能が保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>漂流物に対しては、発電所構内及び構外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、海水ポンプへの衝突及び取水口の閉塞が生じることがなく、海水ポンプの取水性確保並びに海水取水トンネル及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。なお、発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、発電所構内の放水口側防潮堤及び取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、津波の影響を受けない場所へ退避する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>e. 津波監視</p> <p>津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ（1・2・3・4号機共用、3号機に設置（計測制御系統施設の設備で兼用）（以下同じ。））及び潮位計（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））を設置する。</p> <p>f. 津波影響軽減</p> <p>津波影響軽減施設として、発電所周辺を波源とした津波の波力を軽減させるため、取水口カーテンウォール（4号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））を設置する。</p>	<p>設計及び工事の計画の①は、設置許可申請書（本文）の①と同義であり、整合している。</p>	
<p>10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備</p> <p>10.6.1 津波に対する損傷防止</p> <p>10.6.1.1 設計基準対象施設</p> <p>10.6.1.1.2 設計方針</p> <p>g. ①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプの取水性の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。②なお、その他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等についても適切に評価し考慮する。③また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。</p>	<p>(7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに海水ポンプの取水性の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等についても適切に評価し考慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。</p>	<p>1. 1. 3 入力津波の設定</p> <p>c. 水位変動及び地殻変動の考慮</p> <p>入力津波の設定に当たっては、①水位変動として、朔望平均満潮位T.P. [] mを考慮する。上昇側の水位変動に対しては、満潮位の標準偏差0.15mを潮位のばらつきとして加えて設定する。③地殻変動については、基準津波1の若狭海丘列付近断層で±0m、基準津波2のFO-A～FO-B～熊川断層で0.23mの隆起である。基準津波3及び基準津波4の隱岐トラフ海底すべりについては考慮対象外である。入力津波については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie (1971) の方法により算定した敷地地盤の地殻変動量は、基準津波1の若狭海丘列付近</p>	<p>①③設計及び工事の計画では、設備設計に用いる入力津波の設定の際に考慮する事項として、詳細な記載としており、整合している。</p>	<p>②設計及び工事の計画で</p>

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>h. ④a. 及びd. の方針において、津波警報等が発表されない場合の基準津波に対する耐津波設計は、構内の観測潮位による水位変動により津波襲来を確認した場合に、津波防護施設により「<u>週上波の地上部からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入</u>」（以下「<u>敷地への週上</u>」という。）並びに水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する設計とする。</p>	<p>(8) (1)及び(4)の方針において、基準津波3及び基準津波4に対する耐津波設計は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に、取水路防潮ゲートを閉止することにより敷地への週上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する設計とする。</p>	<p>断層で±0m、基準津波2のFO-A～FO-B～熊川断層で0.30mの隆起が想定されるため、下降側の水位変動に対して安全評価を実施する際には0.30mの隆起を考慮する。下降側の水位変動に対する安全評価としては、対象物の高さに隆起量を加算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、<u>隆起しないものと仮定して、対象物の高さと上昇側評価水位を直接比較する</u>。また、入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。</p> <p>1. 1. 5 津波防護対策</p> <p>a. 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(a) 週上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>週上波による敷地周辺の週上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、週上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。②流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきの合計との差を設計上の裕度として、判断の際に考慮する。</p> <p>④評価の結果、週上波が地上部から到達し流入する可能性がある場合は、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画並びに海水ポンプ室（3・4号機共用（以下同じ。））及び燃料油貯油そう（重大事故等時のみ3・4号機共用、「4号機設備、重大事故等時のみ3・4号機共用（以下同じ。）」に、津波防護施設として、週上波の流入を防止するための取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号機放水ピット止水板、1号及び2号機中央制御室並びに中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置するとともに、浸水防止設備として、開口部等の浸水経路からの流入を防止するための海水ポンプ室浸水防止蓋（3・4号機共用（以下同じ。））を設置する設計とする。取水路防潮ゲートについては、防潮壁、ゲート落下機構及びゲート扉体等で構成し、敷地への週上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のある潮位に至る前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。潮位観測システム（防護用）は、潮位計（潮位検出器、監視モニタ（データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。））及び衛星電話（津波防護用）等により構成され、取水路防潮ゲートを閉止する判断を行うための設備であることから、重要安全施設として取水路防潮ゲート（MS-1）と同等の設計とする。</p> <p>大津波警報が発表された場合、押し波の地上部からの到達、流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲ</p>	<p>は、外郭防護1の対策として、入力津波の流入の可能性の有無を評価し、津波防護施設及び浸水防止設備の設置の要否及び設計を行っている。その際、設置許可申請書（本文）の「<u>その他の要因による潮位変動</u>」として高潮を裕度評価の尺度として考慮しており、また、設置許可申請書（本文）の「<u>潮位のゆらぎ等</u>」は取水路防潮ゲートの閉止判断として考慮しており、整合している。</p> <p>④設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文）の「<u>敷地への週上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する設計</u>」について具体的に記載しており、整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「1. 1. 5 津波防護対策」はP添1-1-②を再掲。</p>

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>1. 5. 1. 1 耐津波設計の基本方針</p> <p>(3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定及び閉止手順</p> <p>基準津波3及び基準津波4については、以下の若狭湾における津波の伝播特性による増幅の傾向を踏まえ、潮位観測システム（防護用）で観測された津波の第1波の水位変動量により津波襲来を確認した場合に、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止することにより第2波以降の浸入を防止することで津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する。</p> <p>【若狭湾における津波の伝播特性による増幅の傾向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取水路から海水ポンプ室に至る経路において津波の第1波より第 	<p>二トを開止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、押し波の地上部からの到達、流入を防止するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを開止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>d. 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(a) 海水ポンプ等の取水性</p> <p>④海水ポンプについては、海水ポンプ室前の入力津波の下降側水位が、海水ポンプの設計取水可能水位を上回ることにより、取水機能が保持できる設計とする。そのため、津波防護施設として、取水路防潮ゲート及び潮位観測システム（防護用）を設置する設計とする。</p> <p>循環水ポンプ室及び海水ポンプ室は水路によって連結されているため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを開止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを開止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>海水ポンプについては、津波による海水ポンプ室前の上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表された場合には、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止する運用を保安規定に定めて管理する。</p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>⑤この設計に当たって、津波警報等が発表されない場合の基準津波は、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のある津波を網羅する必要があることから、水位変動に影響する波源の特性値を固定せずに策定する。</p> <p>2波以降の水位変動量が大きくなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1波は、押し波が敷地へ遡上せず、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できる。 ・第2波以降は、押し波が敷地に遡上するおそれがあり、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できないおそれがある。 <p>基準津波3及び基準津波4に対する取水路防潮ゲートの閉止判断基準は、基準津波3及び基準津波4の波源に関する「崩壊規模」及び「破壊伝播速度」並びに若狭湾における津波の伝播特性のパラメータスタディの結果を踏まえ、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅的に確認したうえで、潮位のゆらぎ等を考慮して設定する。なお、設定に当たっては、平常時及び台風時の潮位変動の影響を受けないことも確認する。</p> <p>具体的には、「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、又は10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること。」とする。</p> <p>この条件成立を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認」という。）した場合、循環水泵を停止（プラント停止）後、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>(4)入力津波の設定</p> <p>c. 取水路防潮ゲートの開閉条件</p> <p>経路からの流入に伴う入力津波には、基準津波ごとに特性を考慮して、取水路防潮ゲートの開閉条件を設定する。</p> <p>基準津波に対して、「遡上波の地上部からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入」（以下「敷地への遡上」という。）並びに水位の低下による海水ポンプへの影響を防ぐため、津波防護施設として、取水路上に取水路防潮ゲート、放水口側の敷地に放水口側防潮堤（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））及び防潮扉（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））、放水路沿いの屋外排水路に屋外排水路逆流防止設備（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））、放水ピットに1号及び2号炉放水ピット止水板（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））、1号及び2号機中央制御室並びに中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。</p> <p>基準津波1については、地震発生後、発電所に津波が到達するまでに取水</p>	<p>水位変動量が大きくなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1波は、押し波が敷地へ遡上せず、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できる。 ・第2波以降は、押し波が敷地に遡上するおそれがあり、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できないおそれがある。 <p>⑤基準津波3及び基準津波4に対する取水路防潮ゲートの閉止判断基準は、基準津波3及び基準津波4の波源に関する「崩壊規模」及び「破壊伝播速度」並びに若狭湾における津波の伝播特性のパラメータスタディの結果を踏まえ、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅的に確認したうえで、潮位のゆらぎ等を考慮して設定する。なお、設定に当たっては、平常時及び台風時の潮位変動の影響を受けないことも確認する。</p> <p>具体的には、「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m^(注1)以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m^(注1)以上上昇すること、又は10分以内に0.5m^(注1)以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m^(注1)以上下降すること。」とする。</p> <p>この条件成立を1号及び2号機当直課長と3号及び4号機当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認」という。）した場合、循環水泵を停止（プラント停止）後、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>(注1) 潮位変動値の許容範囲（設定値）は0.45m</p> <p>1. 1. 3 入力津波の設定</p> <p>a. 取水路防潮ゲートの開閉条件</p> <p>経路からの流入に伴う入力津波には、基準津波ごとに特性を考慮して、取水路防潮ゲートの開閉条件を設定する。</p> <p>基準津波に対して、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防ぐため、津波防護施設として、取水路上に取水路防潮ゲート、放水口側の敷地に放水口側防潮堤（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））及び防潮扉（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））、放水路沿いの屋外排水路に屋外排水路逆流防止設備（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））、放水ピットに1号及び2号機放水ピット止水板（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））、1号及び2号機中央制御室並びに中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。</p> <p>基準津波1については、地震発生後、発電所に津波が到達するまでに取水</p>	<p>⑤設計及び工事の計画では、設備設計に用いる取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定の際に考慮する事項として、詳細な記載をしており、整合している。</p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>までに取水路防潮ゲートを閉止することができること、並びに敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防ぐため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止することから、取水路防潮ゲート閉止を前提として入力津波を評価する。</p> <p>基準津波2については、地震発生後、取水路防潮ゲートを閉止するまでに津波が襲来することや、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがない津波であることから、取水路防潮ゲート開を前提として入力津波を評価する。</p> <p>基準津波3及び基準津波4については、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に、取水路防潮ゲートを閉止することを前提として入力津波を評価する。</p> <p>d. 評価モデル等の設定</p> <p>基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評価（以下「津波シミュレーション」という。）に当たっては、遡上解析上影響を及ぼす斜面や道路、取・放水路（取水路及び海水取水トンネル等）の地形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮し、遡上域のメッシュサイズ（最小3.125m）に合わせた形状にモデル化する。敷地沿岸域及び海底地形は、海上保安庁等による海底地形図、海上音波探査結果及び取水口付近の深浅測量結果を使用する。また、取・放水路（取水路及び海水取水トンネル等）の諸元、敷地標高については、発電所の竣工図を使用する。</p> <p>伝播経路上の人工構造物について、図面を基に津波シミュレーション上影響を及ぼす構造物、津波防護施設を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成する。</p> <p>敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっては、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の浸入角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握する。また、敷地周辺の浸水域の押し波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意し、敷地の地形、標高の局所的な変化等による遡上波の敷地への回り込みを考慮する。</p> <p>津波シミュレーションに当たっては、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、標高変化を考慮した遡上解析を実施し、遡上波の敷地への到達（回り込みによるものも含む。）の可能性について確認する。</p>	<p>路防潮ゲートを閉止することができること、並びに敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防ぐため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止することから、取水路防潮ゲート閉止を前提として入力津波を評価する。</p> <p>基準津波2については、地震発生後、取水路防潮ゲートを閉止するまでに津波が襲来することや、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがない津波であることから、取水路防潮ゲート開を前提として入力津波を評価する。</p> <p>基準津波3及び基準津波4については、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に、取水路防潮ゲートを閉止することを前提として入力津波を評価する。</p> <p>b. 評価モデル等の設定</p> <p>基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評価（以下「津波シミュレーション」という。）に当たっては、遡上解析上影響を及ぼす斜面や道路、取・放水路（取水路及び非常用海水路等）の地形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮し、遡上域のメッシュサイズ（最小3.125m）に合わせた形状にモデル化する。</p> <p>敷地沿岸域及び海底地形は、海上保安庁等による海底地形図、海上音波探査結果及び取水口付近の深浅測量結果を使用する。また、取・放水路（取水路及び非常用海水路等）の諸元、敷地標高については、発電所の竣工図を使用する。</p> <p>伝播経路上の人工構造物について、図面を基に津波シミュレーション上影響を及ぼす構造物、津波防護施設を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成する。</p> <p>敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっては、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の浸入角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握する。また、敷地周辺の浸水域の押し波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意し、敷地の地形、標高の局所的な変化等による遡上波の敷地への回り込みを考慮する。</p> <p>津波シミュレーションに当たっては、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、標高変化を考慮した遡上解析を実施し、遡上波の敷地への到達（回り込みによるものを含む。）の可能性について確認する。</p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への到達に対して障壁となっている箇所はない。また、敷地西側に才谷川が存在するが、発電所と才谷川は標高約 100m の山を隔てており、敷地への遡上波に影響することはない。</p> <p>遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当っては、基準地震動に伴う地形変化、標高変化が生じる可能性について検討し、放水口側及び取水口側のそれぞれについて、津波水位に及ぼす影響を評価する。放水口側の影響評価として、放水口付近は、埋立層及び沖積層が分布し基準地震動が作用した場合、地盤が液状化により沈下するおそれがあることから、有効応力解析結果により第 1.5.3 図に示す沈下量を設定し、沈下後の敷地高さを津波シミュレーションの条件として考慮する。なお、放水口付近には遡上経路に影響を及ぼす斜面は存在しない。</p> <p>取水口側の影響評価として、取水口側の流入経路の大半は岩盤であり取水口についても地盤改良を行っていることから、基準地震動が作用した場合においても沈下はほとんど生じることはなく、取水口及び取水路周辺斜面についても、基準地震動により津波シミュレーションに影響するすべりは生じないことを確認していることから、津波シミュレーションの条件として沈下及びすべりは考慮しない。</p> <p>また、基準津波の評価における取水口側のモデルでは、取水路防潮ゲートの開口幅を実寸より広く設定し、取水口ケーン重量コンクリートを考慮しない条件としているが、設備形状の影響評価及び管路解析の影響評価においては、取水路防潮ゲートの開口幅を実寸で設定し、取水口ケーン重量コンクリートを考慮する条件や貝付着を考慮しない条件も津波シミュレーションの条件として考慮する。さらに、津波水位を保守的に評価するため、これらの条件の組合せを考慮する。</p> <p>初期潮位は朔望平均満潮位 T.P. [] m とし、潮位のバラツキ 0.15m については津波シミュレーションより求めた津波水位に加えることで考慮する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(5) 詳細設計において作成する入力津波について</p> <p>基本設計では、施設に対して最も影響を及ぼす津波を耐津波設計に用いる入力津波として設定するが、それだけではなく、津波高さとしては小さくても施設に対して影響を及ぼす津波についても、その津波の第 1 波の水位変動量を基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることが必要となる。その際、基本設計では評価することができない計装誤差を考慮するた</p>	<p>なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への到達に対して障壁となっている箇所はない。また、敷地西側に才谷川が存在するが、発電所と才谷川は標高約 100m の山を隔てており、敷地への遡上波に影響することはない。</p> <p>遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当っては、基準地震動に伴う地形変化、標高変化が生じる可能性について検討し、放水口側及び取水口側のそれぞれについて、津波水位に及ぼす影響を評価する。</p> <p>放水口側の影響評価として、放水口付近は埋立層及び沖積層が分布し、基準地震動が作用した場合、地盤が液状化により沈下するおそれがあることから、有効応力解析結果により沈下量を設定し、沈下後の敷地高さを津波シミュレーションの条件として考慮する。なお、放水口付近には遡上経路に影響を及ぼす斜面は存在しない。</p> <p>取水口側の影響評価として、取水口側の流入経路の大半は岩盤であり取水口についても地盤改良を行っていることから、基準地震動が作用した場合においても沈下はほとんど生じることはなく、取水口及び取水路周辺斜面についても、基準地震動により津波シミュレーションに影響するすべりは生じないことを確認していることから、津波シミュレーションの条件として沈下及びすべりは考慮しない。</p> <p>また、基準津波の評価における取水口側のモデルでは、取水路防潮ゲートの開口幅を実寸より広く設定し、取水口ケーン重量コンクリートを考慮しない条件としているが、設備形状の影響評価及び管路解析の影響評価においては、取水路防潮ゲートの開口幅を実寸で設定し、取水口ケーン重量コンクリートを考慮する条件や貝付着を考慮しない条件も津波シミュレーションの条件として考慮する。さらに、津波水位を保守的に評価するため、これらの条件の組合せを考慮する。</p> <p>初期潮位は朔望平均満潮位 T.P. [] m とし、潮位のばらつき 0.15m については津波シミュレーションより求めた津波水位に加えることで考慮する。</p> <p>1. 1. 4 詳細設計の条件下で作成する入力津波について</p> <p>基本設計では、施設に対して最も影響を及ぼす津波を耐津波設計に用いる入力津波として設定したが、それだけではなく、津波高さとしては小さくとも施設に対して影響を及ぼす津波についても、その津波の第 1 波の水位変動量を基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることが必要となる。したがって、詳細設計で評価する計装誤差を考慮し、入力津波を作成する。</p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>め、詳細設計で作成することとする。</p> <p>具体的には「崩壊規模」及び「破壊伝播速度」並びに「設備形状の影響評価及び管路解析の影響評価」を考慮して津波シミュレーションを行い、入力津波を作成する。この入力津波の第1波の水位変動量が、基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準に、計装誤差を考慮した場合でも確認できることを評価する。</p>	<p>具体的には「崩壊規模」及び「破壊伝播速度」並びに「設備形状の影響評価及び管路解析の影響評価」を考慮して津波シミュレーションを行い、入力津波を作成する。この入力津波の第1波の水位変動量が、計装誤差を考慮した場合でも、基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることとする。</p>		

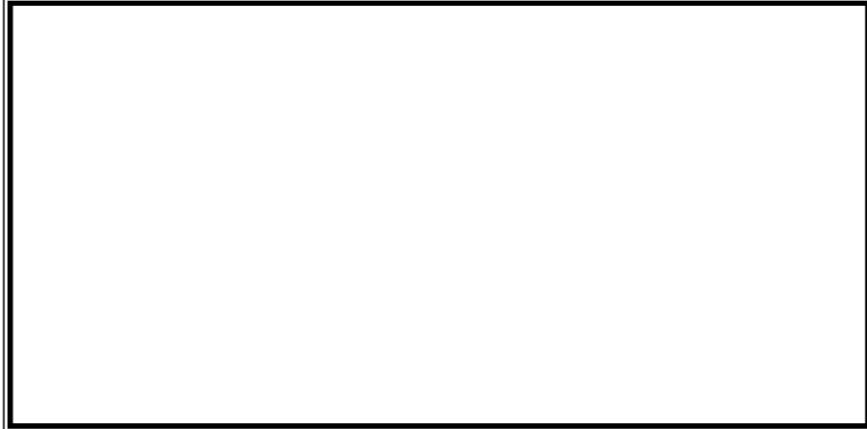
設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(ii) 重大事故等対処施設に対する耐津波設計 ＜中略＞ a. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	1. 5. 2. 3 敷地への浸水防止（外郭防護1） (1) 遡上波の地上部からの到達・流入の防止 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室②は基準津波による遡上波が地上部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。 遡上波の地上部からの到達防止に当たっての検討は、「1. 5. 1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。	1. 1. 5 津波防護対策 a. 敷地への浸水防止（外郭防護1） (a) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、①津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、②遡上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。 ②評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入する可能性がある場合は、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画並びに海水ポンプ室（3・4号機共用（以下同じ。））及び燃料油貯油そう（「重大事故等時のみ3・4号機共用」、「4号機設備、重大事故等時のみ3・4号機共用」（以下同じ。））に、津波防護施設として、遡上波の流入を防止するための取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号機放水ピット止水板、1号及び2号機中央制御室並びに中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置するとともに、浸水防止設備として、開口部等の浸水経路からの流入を防止するための海水ポンプ室浸水防止蓋（3・4号機共用（以下同じ。））を設置する設計とする。取水路防潮ゲートについては、防潮壁、ゲート落下機構及びゲート扉体等で構成し、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のある潮位に至る前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。潮位観測システム（防護用）は、潮位計（潮位検出器、監視モニタ（データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。））及び衛星電話（津波防護用）等により構成され、取水路防潮ゲートを閉止する判断を行うための設備であることから、重要安全施設として取水路防潮ゲート（MS-1）と同等の設計とする。	具体的な内容は設置許可申請書（本文）「ロ.(2)(ii)a.(a),(b),(c)」に記載している。	設置許可申請書（本文）「ロ.(2)(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」（P添1-1-ロ-12～14）ではSAについて対比している。
(a) ①重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室②は基準津波による遡上波が地上部から到達及び流入するおそれがあるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。 ＜中略＞				設計及び工事の計画の基本設計方針「1. 1. 5 津波防護対策」はP添1-1-ロ-6を再掲。 ②設計及び工事の計画では評価のプロセスから対策までを具体的に記載しており、整合している。

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(c) 取水路又は放水路等の経路から、①流入の可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、②必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。 ＜中略＞	<p>(1) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p>	<p>大津波警報が発表された場合、押し波の地上部からの到達、流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、押し波の地上部からの到達、流入を防止するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>1. 1. 5 津波防護対策</p> <p>a. 敷地への浸水防止（外郭防護 1）</p> <p>(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>取水路又は放水路等の経路のうち、①津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、それ以外の屋外排水路、配管の標高に基づく津波許容高さと経路からの津波高さを比較することにより、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室及び燃料油貯油そうへの、津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。</p> <p>評価の結果、流入する可能性のある経路がある場合は、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画並びに海水ポンプ室及び燃料油貯油そうに、津波防護施設として、経路からの津波の流入を防止するための取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1 号及び 2 号機放水ピット止水板並びに潮位観測システム（防護用）を設置とともに、浸水防止設備として、開口部等の浸水経路からの流入を防止するための海水ポンプ室浸水防止蓋を設置する設計とする。</p> <p>大津波警報が発表された場合、経路からの津波の流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、経路からの津波の流入を防止するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>(a)、(b)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入力津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p>	<p>①工事の計画では、設置変更許可申請書（本文）の「津波が流入する可能性」を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>②「ロ. (2) (i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」（P添1-1-□-1）に示す。</p>	工事の計画の基本設計方針「1. 1. 5 津波防護対策」は P添1-1-□-3 を再掲。

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>g. <u>a.</u> 及び <u>d.</u> の方針において、津波警報等が発表されない場合の基準津波に対する耐津波設計は、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備 10.6.1 津波に対する損傷防止 10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.2 設計方針 (7) (1) 及び (4) の方針において、基準津波3及び基準津波4に対する耐津波設計は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p>		<p>設置許可申請書（本文） 「ロ(2)(ii)4g.」は「ロ(2)(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」 (P添1-1-□-1) に示す。</p>	

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(iii) 特定重大事故等対処施設に対する耐津波設計 　　<中略></p> <p>a. 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>　　<中略></p>	<p>1.5 耐津波設計</p> <p>1. 5. 3 特定重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p>1. 5. 3. 2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>(1) 特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>　　<中略></p>	<p>1. 2 特定重大事故等対処施設</p> <p>1. 2. 5 津波防護対策</p> <p>「1. 2. 3 入力津波の設定」で設定した入力津波による特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無及び津波による溢水の特定重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p>　　入力津波の変更等が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>b. 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(a) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を内包する建屋及び区画①の設置された敷地において、遡上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>	<p>具体的な内容は設置許可申請書（本文）「口. (2)(iii) a. (b), (d)」に記載している。</p> <p>①設計及び工事の計画では評価のプロセスから対策までを具体的に記載しており、整合している。</p>	<p>設置許可申請書（本文）「口. (2)(iii) 特定重大事故等対処施設に対する耐津波設計」（P添1-1-口-15～19）では ESについて対比している。</p>
<p>(b)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 150px;"></div> <p>　　<中略></p>				

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(d) 取水路又は放水路等の経路から、①津波が流入する可能性について検討した上で、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、②必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p><中略></p>	<p>(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。</p>	<p>(b) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>取水路又は放水路等の経路のうち、①津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、それ以外の屋外排水路、配管の標高に基づく津波許容高さと経路からの津波高さを比較することにより、特定重大事故等対処施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を内包する建屋及び区画への、津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。</p>	<p>①「設計及び工事の計画では、設置許可申請書（本文）の「津波が流入する可能性」を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>②「ロ.(2)(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」（P添1-1-□-1）に示す。</p>	

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
e. <u>a.</u> 方針において、津波警報等が発表されない場合の基準津波に対する耐津波設計は、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備 10.6.1 津波に対する損傷防止 10.6.1.3 特定重大事故等対処施設 10.6.1.3.2 設計方針 (5) (1) 方針において、基準津波3及び基準津波4に対する耐津波設計は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>10.6.1.3.3 主要設備 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p> <p>10.6.1.3.4 主要仕様 主要設備の仕様を第 10.6.1.1 表に示す。</p> <p>10.6.1.3.5 試験検査 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p> <p>10.6.1.3.6 手順等 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p>	<p>1. 2. 6 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設については、「1. 2. 3 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。 (a) 津波防護施設 津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。</p> 	設置許可申請書（本文） 「(2)(iii)e.」は「(2)(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」 (P添1-1-□-1) に示す。	

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>（b）浸水防止設備</p> <p>浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。また、津波防護対象設備を内包する建物及び区画に浸水時及び冠水後に津波が浸水することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に設置するとともに、想定される浸水高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を維持する。</p> <p>（c）津波監視設備</p> <p>津波監視設備は、津波の襲来状況を監視できる設計とする。また、波力、漂流物の影響を受けにくい位置に設置する。</p> <p>（d）津波影響軽減施設</p> <p>津波影響軽減施設は、津波防護施設及び浸水防止設備への津波による影響を軽減する機能を保持する設計とする。また、地震後において、津波による影響を軽減する機能が保持できる設計とする。</p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>b. 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p> <p>(a) 荷重の組合せ</p> <p>津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2. 3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風、積雪の荷重及び余震として考えられる地震 (Sd) に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。</p> <p>津波影響軽減施設の設計においては、基準地震動による地震力を考慮し、適切に組み合わせる。</p> <p>(b) 許容限界</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料がおおむね弾性状態に留まることを基本とする。</p> <p>津波影響軽減施設の許容限界は、津波の繰返し作用を想定し、施設が機能を喪失する変形に至らないこと及び終局状態に至らないことを確認する。</p> <p>1. 2. 7 設備の共用</p> <p>浸水防護施設のうち津波防護に関する施設の一部は、号機の区分けなく一体となった津波防護対策及び監視を実施することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(3) その他の主要な構造 (i) 本原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (g) 安全施設 <中略> (g-3) <u>重要安全施設は、原子炉施設間で原則共用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、共用又は相互に接続することを考慮する。</u></p> <p><u>重要安全施設に該当する中央制御室は、共用することにより、プラントの状況に応じた運転員の相互融通を図ることができ、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有しながら、事故処置を含む総合的な運転管理を図ることができる等、安全性が向上するため、居住性に配慮した設計とする。</u></p> <p><中略></p>	<p>1.12 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.12.9 原子炉設置変更許可申請（平成25年7月8日申請分）に係る安全設計の方針 1.12.9.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合第十二条 安全施設 適合のための設計方針 第6項について <u>重要安全施設のうち、二以上の原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものは中央制御室及び中央制御室空調装置である。</u></p> <p><u>重要安全施設に該当する中央制御室は、共用することにより、プラントの状況に応じた運転員の相互融通を図ることができ、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有しながら、事故処置を含む総合的な運転管理を図ることができる等、安全性が向上するため、居住性に配慮した設計とする。</u></p>	<p>【原子炉冷却系統施設】 (基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5. 1. 3 悪影響防止等 <中略> (2) 共用 <u>重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則共用しない設計とするが、安全性が向上する場合は、共用することを考慮する。</u> <中略> (3) 相互接続 <u>重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則相互に接続しない設計とするが、安全性が向上する場合は、相互に接続することを考慮する。</u></p> <p>【計測制御系統施設】 (要目表) 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p>	<p>設計及び工事の計画の「中央制御室」は、設置許可申請書（本文）の「重要安全施設に該当する中央制御室」と同義であり、整合している。</p>	(1/12)

	変更前	変更後
中央制御室機能	<p>(1) 中央制御室機能 中央制御室（3・4号機共用（以下同じ。））は以下の機能を有する。 発電用原子炉の反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する機能、発電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護装置及び工学的安全施設を操作できるものとする。 発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況（発電用原子炉の制御棒の動作状態、発電用原子炉及び1次冷却系統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及び1次冷却系統に係る主要な弁の開閉状態）の監視及び操作する機能、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとする。</p> <p>a. 中央制御室の共用 中央制御室は、制御建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とするとともに、プラントの状況に応じた運転員の相互融通などを考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとし、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共</p>	<p>(1) 中央制御室機能 中央制御室（3・4号機共用（以下同じ。））は以下の機能を有する。 発電用原子炉の反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する機能、発電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護装置及び工学的安全施設を操作できるものとする。 発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況（発電用原子炉の制御棒の動作状態、発電用原子炉及び1次冷却系統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及び1次冷却系統に係る主要な弁の開閉状態）の監視及び操作する機能、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとする。</p> <p>a. 中央制御室の共用 中央制御室は、制御建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とするとともに、プラントの状況に応じた運転員の相互融通などを考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとし、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共</p>

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">変更前</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <p>有又は考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む）をすることで安全性の向上を図り、3号機及び4号機で共用できるものとする。また、各号機の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号機の監視・操作中に、他号機のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>中央制御室に設置又は保管する設備の一部は、監視及び操作に支障をきたすことがなく、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>b. 中央制御盤等</p> <p>中央制御盤は、原子炉盤、換気空調盤、タービン発電機盤、所内盤、送電盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、1次冷却材の圧力、温度、流量並びに加圧器水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御盤における監視、操作する対象を定め、プラントの通常運転、安全停止及び事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計</p> </td><td style="padding: 10px;"> <p><u>有又は考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む）をすることで安全性の向上を図り、3号機及び4号機で共用できるものとする。また、各号機の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号機の監視・操作中に、他号機のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</u></p> <p>中央制御室に設置又は保管する設備の一部は、監視及び操作に支障をきたすことがなく、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>b. 中央制御盤等</p> <p>中央制御盤は、原子炉盤、換気空調盤、タービン発電機盤、所内盤、送電盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、1次冷却材の圧力、温度、流量並びに加圧器水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御盤における監視、操作する対象を定め、プラントの通常運転、安全停止及び事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計</p> </td></tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>有又は考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む）をすることで安全性の向上を図り、3号機及び4号機で共用できるものとする。また、各号機の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号機の監視・操作中に、他号機のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>中央制御室に設置又は保管する設備の一部は、監視及び操作に支障をきたすことがなく、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>b. 中央制御盤等</p> <p>中央制御盤は、原子炉盤、換気空調盤、タービン発電機盤、所内盤、送電盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、1次冷却材の圧力、温度、流量並びに加圧器水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御盤における監視、操作する対象を定め、プラントの通常運転、安全停止及び事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計</p>	<p><u>有又は考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む）をすることで安全性の向上を図り、3号機及び4号機で共用できるものとする。また、各号機の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号機の監視・操作中に、他号機のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</u></p> <p>中央制御室に設置又は保管する設備の一部は、監視及び操作に支障をきたすことがなく、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>b. 中央制御盤等</p> <p>中央制御盤は、原子炉盤、換気空調盤、タービン発電機盤、所内盤、送電盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、1次冷却材の圧力、温度、流量並びに加圧器水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御盤における監視、操作する対象を定め、プラントの通常運転、安全停止及び事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計</p>		
変更前	変更後							
<p>有又は考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む）をすることで安全性の向上を図り、3号機及び4号機で共用できるものとする。また、各号機の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号機の監視・操作中に、他号機のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>中央制御室に設置又は保管する設備の一部は、監視及び操作に支障をきたすことがなく、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>b. 中央制御盤等</p> <p>中央制御盤は、原子炉盤、換気空調盤、タービン発電機盤、所内盤、送電盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、1次冷却材の圧力、温度、流量並びに加圧器水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御盤における監視、操作する対象を定め、プラントの通常運転、安全停止及び事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計</p>	<p><u>有又は考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む）をすることで安全性の向上を図り、3号機及び4号機で共用できるものとする。また、各号機の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号機の監視・操作中に、他号機のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</u></p> <p>中央制御室に設置又は保管する設備の一部は、監視及び操作に支障をきたすことがなく、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>b. 中央制御盤等</p> <p>中央制御盤は、原子炉盤、換気空調盤、タービン発電機盤、所内盤、送電盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、1次冷却材の圧力、温度、流量並びに加圧器水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御盤における監視、操作する対象を定め、プラントの通常運転、安全停止及び事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計</p>							

【放射線管理施設】

(基本設計方針)

2. 換気装置、生体遮蔽装置

2. 4 設備の共用

2. 4. 2 生体遮蔽装置

中央制御室遮蔽は、中央制御室と一体としてプラントの状況に応じた運転員の相互融通などを考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む）をすることで安全性の向上が図れることから、3号機及び4号機で共用する設計とする。

共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく一体となった遮蔽機能を有する設計とする。

工事の計画の「中央制御室」は、設置変更許可申請書(本文)の「重要安全施設に該当する中央制御室」と同義であり、整合している。

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、重要安全施設に該当する取水路防潮ゲートについては、共用している取水路に対して設置することにより、3号炉及び4号炉のいずれの津波から防護する設備も、基準津波に対して安全機能を損なうおそれがないように設計することから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。</p> <p>重要安全施設に該当する潮位観測システム（防護用）は、観測場所を1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び海水ポンプ室に分散し、複数の場所で潮位観測を行うこと、並びに1号、2号、3号及び4号炉で共用することで取水路全体の潮位観測ができる設計とすることから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>また、重要安全施設に該当する取水路防潮ゲートについては、共用している取水路に対して設置することにより、3号炉及び4号炉のいずれの津波から防護する設備も、基準津波に対して安全機能を損なうおそれがないように設計することから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。</p> <p>1.12.18 原子炉設置変更許可申請（2019年9月26日申請）に係る安全設計の方針 1.12.18.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合 第十二条 安全施設 適合のための設計方針 第6項について 重要安全施設に該当する潮位観測システム（防護用）は、観測場所を1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び海水ポンプ室に分散し、複数の場所で潮位観測を行うこと、並びに1号、2号、3号及び4号炉で共用することで取水路全体の潮位観測ができる設計とすることから、2以上の原子炉施設の安全性が向上する。</p>	<p>【浸水防護施設】 (基本設計方針) 1. 津波による損傷の防止 1. 1. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 1. 1. 7 設備の共用 ＜中略＞ また、重要安全施設に該当する取水路防潮ゲートについては、共用している取水路に対して設置することにより、1号機から4号機のいずれの津波から防護する設備も、基準津波に対して安全機能を損なうおそれがないように設計する。 また、重要安全施設に該当する潮位観測システム（防護用）は、観測場所を1号機海水ポンプ室、2号機海水ポンプ室及び海水ポンプ室に分散し、複数の場所で潮位観測を行うこと、並びに1号機から4号機で共用することで取水路全体の潮位観測ができる設計とすることから、2以上の原子炉施設の安全性が向上するため、1号機から4号機で共用する設計とする。</p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
(u) 中央制御室 ＜中略＞ また、原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備及び①FAX等を設置し、中央制御室から原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。 ＜中略＞	<p>6. 計測制御系統施設</p> <p>6. 10 制御室</p> <p>6. 10. 1 通常運転時等</p> <p>6. 10. 1. 2 中央制御室</p> <p>6. 10. 1. 2. 2 主要設備</p> <p>(2) 中央制御室</p> <p>＜中略＞</p> <p>中央制御室は、原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等や発電所構内の状況を昼夜にわたり把握するため遠隔操作及び暗視機能等を持った監視カメラを設置する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>なお、原子炉施設の外の状況を把握するため、以下の設備を設置する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>b. 気象観測設備等</p> <p>風（台風）、竜巻、津波等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータ（風向・風速、潮位等）入手するために、気象観測設備、潮位観測システム（防護用）、潮位計、潮位観測システム（補助用）等を設置する。</p> <p>中央制御室における津波観測について、1号及び2号炉中央制御室において1号炉海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に設置する潮位観測システム（防護用）のうち潮位計により津波監視を行い、かつ、中央制御室において海水ポンプ室に設置する潮位観測システム（防護用）のうち潮位計により津波監視を行う設計とした上で、取水路防潮ゲートの閉止判断基準に到達したことを確認して、取水路防潮ゲートの閉止操作機能を有する1号及び2号炉中央制御室において取水路防潮ゲートの開止操作を確実に行えるように、潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いて1号及び2号炉当直課長並びに3号及び4号炉当直課長の連携を確保する設計とする。</p> <p>なお、1号及び2号炉中央制御室の監視モニタの観測潮位を、無線設備である潮位観測システム（補助用）を用いて中央制御室に伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>潮位観測システム（防護用）、潮位計及び潮位観測システム（補助用）の設備構成を第6.10.1.1図に示す。</p> <p>c. FAX等</p> <p>公的機関からの地震、津波、竜巻、雷雨、降雨予報、天気図、台風情報等を入手するために、中央制御室にFAX、テレビ等を設置する。</p>	<p>【計測制御系統施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>(1) 中央制御室機能</p> <p>c. 外部状況把握</p> <p>発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」、「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））、風向、風速その他の気象条件を測定できる気象観測設備（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」）、潮位観測システム（防護用）（「4号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「4号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（浸水防護施設の設備を計測制御系統施設の設備として兼用）（以下同じ。））、潮位計（「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び潮位観測システム（補助用）（「4号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「4号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を設置し、監視カメラの映像、気象観測装置のパラメータ、観測潮位及び①公的機関から地震、津波、竜巻情報等を入手することで中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できるものとする。</p> <p>監視カメラは暗視機能等を持ち、中央制御室にて遠隔操作することにより、発電所構内の周辺状況（海側、山側）を昼夜にわたり把握できる機能を有する。</p> <p>潮位観測システム（防護用）のうち潮位計による観測潮位と、潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた1号及び2号機当直課長並びに3号及び4号機当直課長の連携により、中央制御室にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準の確認を目的とした潮位の監視ができる設計とする。なお、潮位観測システム（補助用）は、1号及び2号機中央制御室と中央制御室間の連携に必要な衛星電話（津波防護用）の補助として、1号機海水ポンプ室、2号機海水ポンプ室及び海水ポンプ室に分散して設置した全ての潮位計の潮位が監視できる設計とする。</p> <p>監視カメラのうち津波監視カメラ（浸水防護施設の設備を計測制御系統施設の設備として兼用）及び潮位観測システム（防護用）は、地震荷重等を考慮し必要な強度を有する設計とともに、1号機、2号機、3号機及び4号機の非常用所内電源設備から給電できる設計とする。</p>	<p>①設計及び工事の計画の「公的機関から地震、津波、竜巻情報等を入手する」は手段を限定しないよう具体的に入手できる情報を記載しており設置許可申請書（本文）の「FAX等を設置」の手段も含んでおり、整合している。</p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
<p>～. 計測制御系統施設の構造及び設備</p> <p>(5) その他の主要な事項</p> <p>(v) 中央制御室</p> <p><u>中央制御室（3号及び4号炉共用）は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。また、原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備及び①FAX等を設置し、中央制御室から原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</u></p> <p><中略></p>	<p>1.12 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.12.9.1「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合</p> <p>第二十六条 原子炉制御室等 (原子炉制御室等)</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号及び第1項第3号について</p> <p><u>中央制御室は、原子炉及び主要な関連設備の運転状況並びに主要なパラメータが監視できるとともに、安全性を確保するために急速な手動操作を要する場合には、これを行うことができる設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>第1項第2号について</p> <p><u>原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等に加え、発電所構内の状況（海側、山側）を、屋外に設置した暗視機能等を持った監視カメラを遠隔操作することにより中央制御室にて昼夜にわたり把握することができる設計とする。</u></p> <p><u>また、津波、竜巻等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータは、気象観測設備等にて測定し中央制御室にて確認できる設計とする。</u></p> <p><u>さらに、中央制御室にFAX等も設置し、公的機関からの地震、津波、竜巻情報等を入手できる設計とする。</u></p>	<p>【計測制御系統施設】 (要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>a. 中央制御室機能</p> <p><u>中央制御室（3・4号機共用（以下同じ。））は以下の機能を有する。</u></p> <p><u>発電用原子炉の反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する機能、発電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護装置及び工学的安全施設を操作できるものとする。</u></p> <p><u>発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況（発電用原子炉の制御棒の動作状態、発電用原子炉及び1次冷却系統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及び1次冷却系統に係る主要な弁の開閉状態）の監視及び操作する機能、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとする。</u></p> <p><中略></p> <p>b. 中央制御盤等</p> <p><u>中央制御盤は、原子炉盤、換気空調盤、タービン発電機盤、所内盤、送電盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、1次冷却材の圧力、温度、流量並びに加圧器水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御盤における監視、操作する対象を定め、プラントの通常運転、安全停止及び事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計及び警報装置（計測制御系統施設、放射線管理施設及び放射性廃棄物の廃棄施設の警報装置を含む。）を有する。安全保護装置及びそれにより駆動又は制御される機器については、バイパス状態、使用不能状態について表示すること等により運転員が的確に認知できるものとする。</u></p> <p><u>また、運転員の監視及び操作を支援するための装置及びプラント状態の把握を支援する装置として盤面にCRTを有するものとする。</u></p> <p><u>緊急時対策所との連絡及び連携の機能にかかる情報伝達の不備や誤判断が生じないよう、緊急時対策に必要な情報について運転員を介さずとも確認できるものとする。</u></p> <p><中略></p> <p>c. 外部状況把握</p> <p><u>発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」、「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））、風向、風速その他の気象条件を測定できる</u></p>	<p>①設計及び工事の計画の「公的機関から地震、津波、竜巻情報等を入手する」は手段を限定しないよう具体的に入手できる情報を記載しており設置許可申請書（本文）の「FAX等」と整合している。</p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>1.12.18 原子炉設置変更許可申請（2019年9月26日申請）に係る安全設計の方針</p> <p>1.12.18.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合</p> <p>第二十六条 原子炉制御室等 (原子炉制御室等)</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第2号について</p> <p>中央制御室における津波観測について、1号及び2号炉中央制御室において1号炉海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に設置する潮位観測システム（防護用）のうち潮位計により津波監視を行い、かつ、中央制御室において海水ポンプ室に設置する潮位観測システム（防護用）のうち潮位計により津波監視を行う設計とした上で、取水路防潮ゲートの閉止判断基準に到達したことを確認して、取水路防潮ゲートの閉止操作機能を有する1号及び2号炉中央制御室において取水路防潮ゲートの閉止操作を確実に行えるように、潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いて1号及び2号炉当直課長並びに3号及び4号炉当直課長の連携を確保する設計とする。</p> <p>なお、1号及び2号炉中央制御室の監視モニタの観測潮位を、無線設備である潮位観測システム（補助用）を用いて中央制御室に伝送し、確認できる設計とする。</p>	<p>気象観測設備（1・2・3・4号機共用、3号機に設置）、潮位観測システム（防護用）（「4号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「4号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（浸水防護施設の設備を計測制御系統施設の設備として兼用）（以下同じ。））、潮位計（「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び潮位観測システム（補助用）（「4号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「4号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を設置し、監視カメラの映像、気象観測装置のパラメータ、観測潮位及び①公的機関から地震、津波、竜巻情報等を入手することで中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できるものとする。</p> <p>監視カメラは暗視機能等を持ち、中央制御室にて遠隔操作することにより、発電所構内の周辺状況（海側、山側）を昼夜にわたり把握できる機能を有する。</p> <p>潮位観測システム（防護用）のうち潮位計による観測潮位と、潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた1号及び2号機当直課長並びに3号及び4号機当直課長の連携により、中央制御室にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準の確認を目的とした潮位の監視ができる設計とする。なお、潮位観測システム（補助用）は、1号及び2号機中央制御室と中央制御室間の連携に必要な衛星電話（津波防護用）の補助として、1号機海水ポンプ室、2号機海水ポンプ室及び海水ポンプ室に分散して設置した全ての潮位計の潮位が監視できる設計とする。</p> <p>監視カメラのうち津波監視カメラ（浸水防護施設の設備を計測制御系統施設の設備として兼用）及び潮位観測システム（防護用）は、地震荷重等を考慮し必要な強度を有する設計とともに、1号機、2号機、3号機及び4号機の非常用所内電源設備から給電できる設計とする。</p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(iii) 浸水防護設備</p> <p>a. 津波に対する防護設備</p> <p><u>設計基準対象施設は、基準津波に対して、その①安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬこと、また、重大事故等対処施設は、基準津波に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならないことから、取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、1号及び2号炉放水ピット止水板、屋外排水路逆流防止設備、潮位観測システム（防護用）並びに海水ポンプ室浸水防止蓋により、津波から防護する設計とする。</u></p> <p><u>取水路防潮ゲートは、防潮壁、ゲート落下機構（電源系及び制御系を含む。）及びゲート扉体等で構成され、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。</u></p> <p><u>潮位観測システム（防護用）は、潮位計（潮位検出器、監視モニタ（データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。））及び衛星電話（津波防護用）等により構成され、取水路防潮ゲートを閉止する判断を行うための設備であることから、重要安全施設として取水路防潮ゲート（MS-1）と同等の設計とする。</u></p>		<p>【浸水防護施設】</p> <p>（基本設計方針）</p> <p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>1. 1. 1 耐津波設計の基本方針</p> <p><u>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置（変更）許可を受けた基準津波によりその①安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>1. 1. 5 津波防護対策</p> <p>a. 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(a) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p><u>評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入する可能性がある場合は、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋又は区画並びに海水ポンプ室（3・4号機共用（以下同じ。））及び燃料油貯油そう（「重大事故等時のみ3・4号機共用」、「4号機設備、重大事故等時のみ3・4号機共用」（以下同じ。））に、津波防護施設として、遡上波の流入を防止するための取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号機放水ピット止水板、1号及び2号機中央制御室並びに中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置するとともに、浸水防止設備として、開口部等の浸水経路からの流入を防止するための海水ポンプ室浸水防止蓋（3・4号機共用（以下同じ。））を設置する設計とする。取水路防潮ゲートについては、防潮壁、ゲート落下機構及びゲート扉体等で構成し、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれのある潮位に至る前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設（MS-1）として設計する。</u></p> <p><u>潮位観測システム（防護用）は、潮位計（潮位検出器、監視モニタ（データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。））及び衛星電話（津波防護用）等により構成され、取水路防潮ゲートを閉止する判断を行うための設備であることから、重要安全施設として取水路防潮ゲート（MS-1）と同等の設計とする。</u></p> <p>大津波警報が発表された場合、押し波の地上部からの到達、流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲ</p>	<p>①設計及び工事の計画の「安全性」は、設置許可申請書（本文）の「安全機能」を含んでおり、整合している。</p>	<p>取水路防潮ゲート等の具体的な設備については後段に示す。</p>

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																
<p>取水路防潮ゲート（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）</p> <p>個数 1</p> <p><中略></p> <p>敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波が襲来した場合に、津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止し、防護対象設備が機能喪失することのない設計とするため、取水路防潮ゲートを設置する（第10.6.1.1.1図）。取水路防潮ゲートは、防潮壁、ゲート落下機構（電源系及び制御系を含む。）及びゲート扉体等で構成され、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前に遠隔閉止することにより津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する、津波防護施設かつ重要安全施設（MS-1）である。</p> <p>取水路防潮ゲートは、基準地震動による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できるよう設計する。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるように設計する。設計に当たっては、漂流物による荷重及び自然条件（積雪、風荷重等）、地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p><中略></p> <p>第10.6.1.1表 浸水防護設備の設備仕様</p> <p>(1) 取水路防潮ゲート（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）</p> <p>種類 防潮壁</p> <p>材料 鉄筋コンクリート、鋼材</p> <p>個数 1</p> <p>種類 無停電電源装置</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備 10.6.1 津波に対する損傷防止 10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.3 主要設備 (1) 取水路防潮ゲート（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）</p> <p>敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波が襲来した場合に、津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止し、防護対象設備が機能喪失することのない設計とするため、取水路防潮ゲートを設置する（第10.6.1.1.1図）。取水路防潮ゲートは、防潮壁、ゲート落下機構（電源系及び制御系を含む。）及びゲート扉体等で構成され、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前に遠隔閉止することにより津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する、津波防護施設かつ重要安全施設（MS-1）である。</p> <p>取水路防潮ゲートは、基準地震動による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できるよう設計する。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるように設計する。設計に当たっては、漂流物による荷重及び自然条件（積雪、風荷重等）、地震（余震）との組合せを適切に考慮する。</p> <p><中略></p> <p>第10.6.1.1表 浸水防護設備の設備仕様</p> <p>(1) 取水路防潮ゲート（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）</p> <p>種類 防潮壁</p> <p>材料 鉄筋コンクリート、鋼材</p> <p>個数 1</p> <p>種類 無停電電源装置</p>	<p>ーを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、押し波の地上部からの到達、流入を防止するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>【浸水防護設備】</p> <p>(要目表)</p> <p>5 浸水防護施設</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <p>以下の設備は、既存の4号機設備であり、1号機、2号機、3号機及び4号機共用の設備である。</p> <p>取水路防潮ゲート（4号機設備、1・2・3・4号機共用）</p> <p>放水口側防潮堤（4号機設備、1・2・3・4号機共用）</p> <p>防潮扉（4号機設備、1・2・3・4号機共用）</p> <p>屋外排水路逆流防止設備1、2、4、5（4号機設備、1・2・3・4号機共用）</p> <p>屋外排水路逆流防止設備3（4号機設備、1・2・3・4号機共用）</p> <p>1号及び2号機放水ピット止水板（角落し部）（4号機設備、1・2・3・4号機共用）</p> <p>1号及び2号機放水ピット止水板（循環水管部）（4号機設備、1・2・3・4号機共用）</p> <p>（4号機 既工認 要目表）</p> <p>5 浸水防護施設</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td colspan="2">取水路防潮ゲート (1・2・3・4号機共用) (注1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種 類</td> <td>—</td> <td>防潮壁（ゲート落下機構付き） (注2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主 要 寸 法</td> <td>天 端 高 さ</td> <td>mm</td> <td>T.P.+6.67m以上 (注3)</td> </tr> <tr> <td>ゲート 軸 部 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>7,990 (8,000) (注4)</td> </tr> <tr> <td>道 路 部</td> <td>mm</td> <td>13,990 (14,000) (注4)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ゲ ー ト 扉 体</td> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>4,150 (注4)</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>6,000 (注4)</td> </tr> <tr> <td>厚 さ</td> <td>mm</td> <td>509 (512) (注4)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">材 料</td> <td>ゲート軸体</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>ゲート扉体</td> <td>—</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>防潮壁(鋼製)</td> <td>—</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>防潮壁(鉄筋コンクリート製)</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>機 側 盤 室</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「取水路防潮ゲート（3・4号機共用）」と記載</p> <p>(注2) 機械式及び電磁式クラッチ各4個</p> <p>(注3) 入力津波水位（T.P.+6.18m）に高潮の影響(+0.49m)を考慮した値</p> <p>(注4) 公称値</p>			変更前	変更後	名 称		取水路防潮ゲート (1・2・3・4号機共用) (注1)		種 類		—	防潮壁（ゲート落下機構付き） (注2)	主 要 寸 法	天 端 高 さ	mm	T.P.+6.67m以上 (注3)	ゲート 軸 部 厚 さ	mm	7,990 (8,000) (注4)	道 路 部	mm	13,990 (14,000) (注4)	ゲ ー ト 扉 体	幅	mm	4,150 (注4)	高 さ	mm	6,000 (注4)	厚 さ	mm	509 (512) (注4)	材 料	ゲート軸体	—	鉄筋コンクリート	ゲート扉体	—	SS400	防潮壁(鋼製)	—	SUS304	防潮壁(鉄筋コンクリート製)	—	鉄筋コンクリート	機 側 盤 室	—	鉄筋コンクリート	<p>設計及び工事の計画では、取水路防潮ゲートの個数については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された添付図面第10-1-3図「浸水防護施設に係わる機器の配置を明示した図面」により確認することができ、整合している。</p>	<p>令和元年8月7日付け原規規発第1908073号にて認可された工事の計画による。</p>
		変更前	変更後																																																	
名 称		取水路防潮ゲート (1・2・3・4号機共用) (注1)																																																		
種 類		—	防潮壁（ゲート落下機構付き） (注2)																																																	
主 要 寸 法	天 端 高 さ	mm	T.P.+6.67m以上 (注3)																																																	
	ゲート 軸 部 厚 さ	mm	7,990 (8,000) (注4)																																																	
	道 路 部	mm	13,990 (14,000) (注4)																																																	
ゲ ー ト 扉 体	幅	mm	4,150 (注4)																																																	
	高 さ	mm	6,000 (注4)																																																	
	厚 さ	mm	509 (512) (注4)																																																	
材 料	ゲート軸体	—	鉄筋コンクリート																																																	
	ゲート扉体	—	SS400																																																	
	防潮壁(鋼製)	—	SUS304																																																	
	防潮壁(鉄筋コンクリート製)	—	鉄筋コンクリート																																																	
	機 側 盤 室	—	鉄筋コンクリート																																																	

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																									
<p>潮位観測システム（防護用）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）</p> <p>個数 一式</p>	<p>個 数 6 容 量 約 1kVA 出力電圧 100V <中略></p> <p>(7) 潮位観測システム（防護用）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）</p> <p>敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波が襲来した場合に、その影響を防止する重要な安全施設である取水路防潮ゲートを閉止するために、潮位観測システム（防護用）を設置する。潮位観測システム（防護用）は、潮位検出器、監視モニタ（データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。）及び有線電路で構成される潮位計、衛星電話（津波防護用）（アンテナ及び有線電路を含む。）により構成され、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認するために用いる、津波防護施設かつ重要安全施設（取水路防潮ゲート（MS-1）と同等）である。</p> <p>潮位観測システム（防護用）は、基準地震動に対して、機能を喪失しない設計とする。また、各号炉の海水ポンプ室前面の入力津波高さ（1号炉：T.P.+2.6m、2号炉：T.P.+2.6m、3号及び4号炉：T.P.+2.9m）に対して波力及び漂流物の影響を受けない位置に設置し、津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重等）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>潮位観測システム（防護用）のうち、潮位計は、1号及び2号炉中央制御室並びに中央制御室において、「観測潮位が10分以内に0.5m以上下降、又は上昇した時点」で警報発信し、その後、「観測潮位が最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇、又は最高潮位から10分以内に0.5m以上下降した時点」で警報発信する設計とする。また、1号及び2号炉当直課長と3号及び</p>	<p>【浸水防護施設】 (要目表)</p> <p>5 浸水防護施設</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <p>以下の設備は、4号機設備であり、<u>本設計及び工事計画で1号機、2号機、3号機及び4号機共用</u>とする。</p> <p>潮位観測システム（防護用）（4号機設備、1・2・3・4号機共用）^(注1)</p> <p>（注1）計測制御系統施設のうち中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能と兼用</p> <p>（4号機 要目表）</p> <p>5 浸水防護施設</p> <p>1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>個数</th> <th>潮位計（潮位検出器、監視モニタ（モニタ、電源箱、演算装置）、衛星電話（津波防護用）（衛星電話機（津波防護用）、中央制御室用衛星設備収容架（津波防護用）、中央制御室衛星電話用アンテナ（津波防護用））</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潮位検出器</td> <td>個数</td> <td>1 (注2)</td> <td>1 (注3)</td> </tr> <tr> <td>モニタ (警報発信機能^(注4)を含む)</td> <td>個数</td> <td>2 (注4)</td> <td>2 (注5)</td> </tr> <tr> <td>電源箱</td> <td>個数</td> <td>2 (注5)</td> <td>2 (注6)</td> </tr> <tr> <td>演算装置 (データ演算機能^(注8)を含む)</td> <td>個数</td> <td>2 (注6)</td> <td>2 (注7)</td> </tr> <tr> <td>衛星電話機 (津波防護用)</td> <td>個数</td> <td>3 (注5, 9)</td> <td>3 (注7, 9)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室用衛星設備収容架 (津波防護用)</td> <td>個数</td> <td>3 (注9, 10)</td> <td>3 (注9, 11)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室衛星電話用アンテナ (津波防護用)</td> <td>個数</td> <td>3 (注9, 12)</td> <td>3 (注9, 11)</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>個数</td> <td>— (注13)</td> <td>— (注13)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	変更前		変更後		種類	個数	潮位計（潮位検出器、監視モニタ（モニタ、電源箱、演算装置）、衛星電話（津波防護用）（衛星電話機（津波防護用）、中央制御室用衛星設備収容架（津波防護用）、中央制御室衛星電話用アンテナ（津波防護用））	個数	潮位検出器	個数	1 (注2)	1 (注3)	モニタ (警報発信機能 ^(注4) を含む)	個数	2 (注4)	2 (注5)	電源箱	個数	2 (注5)	2 (注6)	演算装置 (データ演算機能 ^(注8) を含む)	個数	2 (注6)	2 (注7)	衛星電話機 (津波防護用)	個数	3 (注5, 9)	3 (注7, 9)	中央制御室用衛星設備収容架 (津波防護用)	個数	3 (注9, 10)	3 (注9, 11)	中央制御室衛星電話用アンテナ (津波防護用)	個数	3 (注9, 12)	3 (注9, 11)	材料	個数	— (注13)	— (注13)	<p>設計及び工事の潮位観測システム（防護用）の個数については、添付図面第1-1-1図「浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面（潮位観測システム（防護用））」により確認することができる、整合している。</p>	
名 称	変更前			変更後																																									
	種類	個数	潮位計（潮位検出器、監視モニタ（モニタ、電源箱、演算装置）、衛星電話（津波防護用）（衛星電話機（津波防護用）、中央制御室用衛星設備収容架（津波防護用）、中央制御室衛星電話用アンテナ（津波防護用））	個数																																									
潮位検出器	個数	1 (注2)	1 (注3)																																										
モニタ (警報発信機能 ^(注4) を含む)	個数	2 (注4)	2 (注5)																																										
電源箱	個数	2 (注5)	2 (注6)																																										
演算装置 (データ演算機能 ^(注8) を含む)	個数	2 (注6)	2 (注7)																																										
衛星電話機 (津波防護用)	個数	3 (注5, 9)	3 (注7, 9)																																										
中央制御室用衛星設備収容架 (津波防護用)	個数	3 (注9, 10)	3 (注9, 11)																																										
中央制御室衛星電話用アンテナ (津波防護用)	個数	3 (注9, 12)	3 (注9, 11)																																										
材料	個数	— (注13)	— (注13)																																										

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考				
	<p>4号炉当直課長は、1号及び2号炉中央制御室並びに中央制御室において潮位観測システム（防護用）のうち、衛星電話（津波防護用）を用いて連携することにより、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認できる設計とする。なお、潮位計は4台設置し、このうち1台を予備とし、衛星電話（津波防護用）は1号及び2号炉中央制御室並びに中央制御室に各々3台設置し、このうち各々1台を予備とする。また、1号及び2号炉中央制御室並びに中央制御室に設置する衛星電話（津波防護用）は、互いの中央制御室に設置する3台いずれの衛星電話（津波防護用）に対しても通話が可能な設計とする。</p> <p>潮位観測システム（防護用）は、観測場所を1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び海水ポンプ室に分散し、複数の場所で潮位観測を行うこと、並びに1号、2号、3号及び4号炉で共用することで取水路全体の潮位観測ができる設計とすることにより、2以上の原子炉施設の安全性が向上する設計とする。</p> <p>動的機器である潮位検出器、電源箱、演算装置、監視モニタ及び有線電路で構成される潮位計、衛星電話（津波防護用）並びにこれらの電源系は多重性及び独立性を確保する。また、電源系は、非常用所内電源から給電することで外部電源喪失時にも取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認することが可能であり、单一故障に対して津波防護機能を失わない設計とする。</p> <p>さらに、原子炉の運転中又は停止中に潮位観測システム（防護用）の試験が可能な設計とする。</p> <p>潮位観測システム（防護用）の概念図を第10.6.1.1.8図に、潮位観測システム（防護用）の電源構成概念図を第10.6.1.1.9図に示す。</p> <p>第10.6.1.1表 浸水防護設備の設備仕様</p> <p>(7) <u>潮位観測システム（防護用）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設）</u></p> <table> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>潮位計（注1）、衛星電話（津波防護用）（注2）</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>二式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)：4台設置し、このうち1台を予備とする。</p> <p>(注2)：1号及び2号炉中央制御室並びに中央制御室に各々3台設置し、このうち各々1台を予備とする。</p>	種類	潮位計（注1）、衛星電話（津波防護用）（注2）	個数	二式	<p>(注1) 計測制御系統施設のうち中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能と兼用 (注2) 1号機海水ポンプ室に設置 (注3) 2号機海水ポンプ室に設置 (注4) 3・4号機海水ポンプ室に設置</p> <p>(注5) 1号及び2号機中央制御室に設置 (注6) 警報発信機能とは、「観測潮位が10分以内に0.5m以上下降、又は上昇した時点」でモニタに警報音発信及び警報表示し、その後、「観測潮位が最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇、又は最高潮位から10分以内に0.5m以上下降した時点」でモニタに警報音発信及び警報表示する機能をいう。 (注7) 3号及び4号機中央制御室に設置 (注8) データ演算機能とは、「潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、又は10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降したこと」を演算装置にて収集・演算し検出できる機能をいう。 (注9) 3個のうち1個は、衛星電話（固定）と兼用 (注10) 1号及び2号機制御建屋に設置 (注11) 3号機中間建屋に設置 (注12) 1号及び2号機中間建屋に設置 (注13) 津波による浸水及び漏水を直接防止する設備ではないことから対象外</p>		
種類	潮位計（注1）、衛星電話（津波防護用）（注2）							
個数	二式							

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(viii) 緊急時対策所 <中略></p> <p>[常設重大事故等対処設備] <中略></p> <p><u>衛星電話（固定）（1号、2号、3号及び4号炉共用）</u> （「①津波に対する防護設備」、「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）一式 <中略></p>	<p>10.10 緊急時対策所 10.10.2 重大事故等時 10.10.2.2 設計方針 <中略> これらの具体的な設備は以下のとおりとする。 <中略></p> <p>・衛星電話（1号、2号、3号及び4号炉共用）（10.13 通信連絡設備） <中略></p>	<p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内） <中略> 運転指令設備、電力保安通信用電話設備、衛星電話、無線通話装置及び携行型通話装置は、①緊急時対策所の設備で兼用する。安全パラメータ表示システム（S P D S）及びS P D S表示装置は、計測制御系統施設の計測装置及び緊急時対策所の設備で兼用する。なお、衛星電話（固定）（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））は①浸水防護施設の設備で一部兼用する。 <中略></p>	<p>①設置許可申請書（本文） の①「衛星電話（固定）」 は、設計及び工事の計画 の主たる登録として「計 測制御系統施設」のうち 「通信連絡設備」に整理 し、兼用としているため、 設置許可申請書（本文） と設計及び工事の計画は 整合している。</p>	

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(ix) 通信連絡設備</p> <p><中略></p> <p>①衛星電話（固定）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設） ③(ヌ.)<u>(3)(viii)a.他と兼用</u> 二式</p> <p>①衛星電話（携帯）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設） ③(ヌ.)<u>(3)(viii)と兼用</u> 二式</p> <p>①衛星電話（可搬）（1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設） ③(ヌ.)<u>(3)(viii)と兼用</u> 二式</p> <p><中略></p>	<p>第 10.10.1.1 表 緊急時対策所の設備仕様</p> <p>(3) 通信連絡設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。なお、衛星電話（固定）は「津波に対する防護設備」についても兼用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 ・通信連絡設備 <p>設備名 衛星電話（固定）（1号、2号、3号及び4号炉共用） 個数 一式</p> <p>設備名 衛星電話（携帯）（1号、2号、3号及び4号炉共用） 個数 一式</p> <p>設備名 衛星電話（可搬）（1号、2号、3号及び4号炉共用） 個数 一式</p> <p><中略></p>	<p>【計測制御系統施設】</p> <p>（基本設計方針）</p> <p>1. 4 通信連絡設備</p> <p>1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性がある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる警報装置及び音声等により行うことができる通信設備（発電所内）並びに緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>上記の連絡を行うために必要な警報装置として十分な数量の事故一斉放送装置（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として<u>十分な数量</u>の運転指令設備（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「1号機設備、1・2・3・4号機共用、2号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、4号機に設置」（以下同じ。）、電力保安通信用電話設備（「1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、2号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、4号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、1号機に保管」、「1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。））、①衛星電話（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」、「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管」、「1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。））、無線通話装置（「1・2・3・4号機共用、1号機に設置」（以下同じ。）、トランシーバー（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管」（以下同じ。））及び携行型通話装置（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管」、「1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）を制御建屋に一式設置し、S P D S表示装置を緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）に必要数量一式設置する。S P D S表示装置については、そのシステムを構成する一部の設備を3・4号機に設置する設計とする。</p> <p>事故一斉放送装置及び運転指令装置については、1号機及び2号機並びに3号機及び4号機を相互に接続でき、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p> <p>運転指令設備、電力保安通信用電話設備、①衛星電話、無線通話装置及び携行型通話装置は、②③緊急時対策所の設備で兼用する。安全パラメータ表示システム（S P D S）及びS P D S表示装置は、計測制御系統施設の計測</p>	<p>設計及び工事の計画の「十分な数量」は、設置許可申請書（本文）の「二式」を具体的に記載したものであり整合している。</p> <p>①設計及び工事の計画の①は設置許可申請書（本文）の①を含んでおり整合している。</p> <p>②設置許可申請書（本文）の②「衛星電話（固定）」は、設計及び工事の計画の主たる登録として「計測制御系統施設」のうち「通信連絡設備」に整理し、兼用としているため、設置許可申請書（本文）と設計及び工事の計画は整合している。</p> <p>③設置許可申請書（本文）の③「衛星電話（携帯）」は、設置許可申請書（本文）と設計及び工事の計画の主たる登録として「計測制御系統施設」のうち「通信連絡設備」に整理し、兼用としているため、設置許可申請書（本文）と設計及び工事の計画は整合している。</p>	

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>装置及び緊急時対策所の設備で兼用する。なお、<u>衛星電話（固定）</u>（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））は②<u>浸水防護施設の設備で一部兼用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、<u>必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）</u>（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管」（以下同じ。））、トランシーバー及び携行型通話装置を中央制御室、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）、中間建屋又は制御建屋に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、<u>十分な数量の加入電話</u>（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、携帯電話（「1・2・3・4号機共用、3号機に保管」（以下同じ。））、加入ファクシミリ（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、電力保安通信用電話設備、社内T V会議システム（「1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、①<u>衛星電話</u>、無線通話装置、緊急時衛星通報システム（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1・3・4号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、そのシステムを構成する一部の設備を3・4号機に設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システム（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>加入電話、加入ファクシミリ、社内T V会議システム、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び安全パラメータ伝送システムは、緊急時対策所の設備で兼用する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>		

設置許可申請書（本文）	設置許可申請書（添付書類八）該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、<u>必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）</u>（1号機設備、<u>1・2・3・4号機共用</u>、1号機に保管（以下同じ。））、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を中央制御室、中間建屋、制御建屋及び緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）に<u>設置又は保管する。</u>なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムを制御建屋に一式設置する。</p> <p style="text-align: right;"><中略></p>		

資料1－2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性

目 次

頁

1. 概要	T3-添1-2-1
2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	T3-添1-2-1

1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

今回の設計及び工事計画認可申請書において、高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることについて、令和2年7月9日付け原規規発第2007091号にて認可の設計及び工事計画書の内容から変更がないことから、設置許可申請書と整合しており、当該基準に適合している。

資料2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書

目 次

資料 2－1 耐震設計上重要な設備を設置する施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書

資料 2－2 特定重大事故等対処施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書

資料 2-1 耐震設計上重要な設備を設置する施設の自然現象等による損傷の防止に関する
説明書

目 次

資料 2－1－1 耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する説明書

資料 2－1－1－1 耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針

資料 2－1－2 津波への配慮に関する説明書

資料 2－1－2－1 耐津波設計の基本方針

資料 2－1－2－2 基準津波の概要

資料 2－1－2－3 入力津波の設定

資料 2－1－2－4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

資料 2－1－2－5 津波防護に関する施設の設計方針

資料2－1－1 耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する説明書

耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する説明書は、以下の資料により構成されている。

資料2－1－1－1 耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針

資料 2-1-1-1 耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する
自然現象等への配慮に関する基本方針

目 次

頁

1. 概要	T3-添2-1-1-1-1
2. 基本方針	T3-添2-1-1-1-1
3. 外部からの衝撃への配慮	T3-添2-1-1-1-1
3.1 自然現象	T3-添2-1-1-1-1
3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の配慮	T3-添2-1-1-1-2
3.2 人為事象	T3-添2-1-1-1-4
4. 組合せ	T3-添2-1-1-1-4

1. 概要

本資料は、自然現象及び人為事象の外部からの衝撃への配慮について説明するものである。「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第5条（地震による損傷の防止）及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」については、「耐震性に関する説明書」にてその適合性を説明するため、本資料においては、地震を除く自然現象及び人為事象の外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計が、技術基準規則第6条、第51条（津波による損傷の防止）及び第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）並びにそれらの解釈に適合することを説明し、技術基準規則第54条及びその解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても説明する。なお、自然現象の組合せについては、すべての組合せを網羅的に確認するため、地震を含めた自然現象について本資料で説明する。

2. 基本方針

基本方針については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の2.項のとおりとする。

3. 外部からの衝撃への配慮

3.1 自然現象

高浜発電所3号機の防護対象施設は想定される自然現象（地震を除く。）に対しても、その安全性を損なうおそれがないよう設計するとともに、必要に応じて、運転管理等の運用上の措置を含む適切な措置を講じることとしている。

設計上考慮する自然現象（地震を除く。）として、設置（変更）許可を受けた11事象に津波を含めた以下の12事象とする。

- ・津波
- ・風（台風）
- ・竜巻
- ・凍結
- ・降水
- ・積雪
- ・落雷
- ・火山
- ・生物学的事象
- ・森林火災

- ・高潮
- ・地滑り

3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の配慮

(1) 津波

防護対象施設は、基準津波に対して、安全機能または重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波の敷地への流入防止、漏水による安全機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。

このため、遡上波を地上部から到達及び流入させない設計とするため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、1号及び2号機放水口側に放水口側防潮堤及び防潮扉、1号及び2号機中央制御室並びに中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。

また、取水路、放水路及び屋外排水路の経路から流入させない設計とするため、外郭防護として1号及び2号機放水路に屋外排水路逆流防止設備並びに1号及び2号機放水ピットに1号及び2号機放水ピット止水板、海水ポンプ室に海水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。

津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、原子炉格納施設及び4号機原子炉補助建屋に津波監視カメラ、海水ポンプ室に潮位計を設置する。

さらに、津波影響軽減施設として、発電所周辺を波源とした津波の波力を軽減するため取水口カーテンウォールを設置する。

詳細については、資料2-2「津波への配慮に関する説明書」にて示す。

(2) 風（台風）

風（台風）については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.1(2)項のとおりとする。

(3) 竜巻

竜巻については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.1(3)項のとおりとする。

(4) 凍結

凍結については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.1(4)項のとおりとする。

(5) 降水

降水については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.1(5)項のとおりとする。

(6) 積雪

積雪については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.1(6)項のとおりとする。

(7) 落雷

落雷については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.1(7)項のとおりとする。

(8) 火山

火山については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.1(8)項のとおりとする。

(9) 生物学的事象

生物学的事象については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.1(9)項のとおりとする。

(10) 森林火災

森林火災については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.1(10)項のとおりとする。

(11) 高潮

高潮については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.1(11)項のとおりとする。

(12) 地滑り

地滑りについては、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.1(12)項のとおりとする。

3.2 人為事象

人為事象については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の3.2項のとおりとする。

4. 組合せ

組合せについては、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の4.項のとおりとする。

資料 2-1-2 津波への配慮に関する説明書

津波への配慮に関する説明書は、以下の資料より構成されている。

資料 2-1-2-1 耐津波設計の基本方針

資料 2-1-2-2 基準津波の概要

資料 2-1-2-3 入力津波の設定

資料 2-1-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

資料 2-1-2-5 津波防護に関する施設の設計方針

資料 2-1-2-1 耐津波設計の基本方針

目 次

頁

1. 概要	T3-添2-1-2-1-1
2. 耐津波設計の基本方針	T3-添2-1-2-1-1
2.1 基本方針	T3-添2-1-2-1-1
2.2 適用規格	T3-添2-1-2-1-10

1. 概要

本資料は、発電用原子炉施設の耐津波設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第6条及び第51条(津波による損傷の防止)並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「解釈」という。)」に適合することを説明するものである。

2. 耐津波設計の基本方針

2.1 基本方針

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が、設置(変更)許可を受けた基準津波により、その安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。

資料2-1-1-1 「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の「3.1.1(11) 高潮」を踏まえ、津波と同様な潮位の変動事象である高潮の影響について確認する。確認結果については、資料2-1-2-3 「入力津波の設定」に示す。

2.1.1 津波防護対象設備

津波防護対象設備については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の添付資料2-2-1 「耐津波設計の基本方針」から変更はない。

2.1.2 取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定及び閉止手順

基準津波3及び基準津波4については、以下の若狭湾における津波の伝播特性による増幅の傾向を踏まえ、潮位観測システム(防護用)(「4号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「4号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))で観測された津波の第1波の水位変動量により津波襲来を確認した場合に、循環水ポンプを停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲート(4号機設備、1・2・3・4号機共用(以下同じ。))を閉止することにより第2波以降の浸入を防止することで、「遡上波の地上部からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入」(以下「敷地への遡上」という。)並びに水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する。

【若狭湾における津波の伝播特性による増幅の傾向】

- ・取水路から海水ポンプ室に至る経路において津波の第1波より第2波以降の水位変動量が大きくなる。
- ・第1波は、押し波が敷地へ遡上せず、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できる。
- ・第2波以降は、押し波が敷地に遡上するおそれがあり、引き波による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できないおそれがある。

基準津波3及び基準津波4に対する取水路防潮ゲートの閉止判断基準は、基準津波3及び基準津波4の波源に関する「崩壊規模」及び「破壊伝播速度」並びに若狭湾における津波の伝播特性のパラメータスタディの結果を踏まえ、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅的に確認したうえで、潮位のゆらぎ等を考慮して設定する。なお、設定に当たっては、平常時及び台風時の潮位変動の影響を受けないことも確認する。

具体的には、「潮位観測システム（防護用）のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、又は10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること。」とする。

この条件成立を1号及び2号機当直課長と3号及び4号機当直課長の潮位観測システム（防護用）のうち衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認」という。）した場合、循環水ポンプを停止（プラント停止）後、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

2.1.3 入力津波の設定

各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、遡上波の地上部からの到達、流入に伴う入力津波（以下「遡上波」という。）と取水路・放水路等の経路からの流入に伴う入力津波（以下「経路からの津波」という。）を設定する。

以下に、各入力津波の設定方針を示す。

基準津波については、資料2-1-2-2「基準津波の概要」に示す。入力津波の設定方法及び結果に関しては、資料2-1-2-3「入力津波の設定」に示す。入力津波の設定の諸条件の変更により、「2.1.5 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」にて実施する評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施することとし、保安規定に定めて管理する。

遡上波については、遡上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考

慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。遡上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。

経路からの津波については、浸水経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。

(1) 取水路防潮ゲートの開閉条件

経路からの流入に伴う入力津波には、基準津波ごとに特性を考慮して、取水路防潮ゲートの開閉条件を設定する。

基準津波に対して、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防ぐため、津波防護施設として、取水路上に取水路防潮ゲート、放水口側の敷地に放水口側防潮堤（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））及び防潮扉（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））、放水路沿いの屋外排水路に屋外排水路逆流防止設備（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））、1号及び2号機放水ピットに1号及び2号機放水ピット止水板（4号機設備、1・2・3・4号機共用（以下同じ。））、1号及び2号機中央制御室並びに中央制御室に潮位観測システム（防護用）を設置する。

基準津波1については、地震発生後、発電所に津波が到達するまでに取水路防潮ゲートを閉止することができること、並びに敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防ぐため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止することから、取水路防潮ゲート閉止を前提として入力津波を評価する。

基準津波2については、地震発生後、取水路防潮ゲートを閉止するまでに津波が襲来することや、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがない津波であることから、取水路防潮ゲート開を前提として入力津波を評価する。

基準津波3及び基準津波4については、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に、取水路防潮ゲートを閉止することを前提として入力津波を評価する。

(2) 評価モデル等の設定

基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評価（以下「津波シミュレーション」という。）に当たっては、遡上解析上影響を及ぼす斜面や道路、取・放水路（取水路及び非常用海水路等）の地形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮し、遡上域のメッシュサイズ（最小3.125m）に合わせた形状にモデル化する。

敷地沿岸域及び海底地形は、海上保安庁等による海底地形図、海上音波探査結果及び取水口付近の深浅測量結果を使用する。また、取・放水路（取水路及び非常用海水路等）の諸元、敷地標高については、発電所の竣工図を使用する。

伝播経路上の人工構造物について、図面を基に津波シミュレーション上影響を及ぼす構造物、津波防護施設を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成する。

敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっては、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の浸入角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握する。また、敷地周辺の浸水域の押し波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意し、敷地の地形、標高の局所的な変化等による遡上波の敷地への回り込みを考慮する。

津波シミュレーションに当たっては、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、標高変化を考慮した遡上解析を実施し、遡上波の敷地への到達（回り込みによるものを含む。）の可能性について確認する。

なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への到達に対して障壁となっている箇所はない。また、敷地西側に才谷川が存在するが、発電所と才谷川は標高約100mの山を隔てており、敷地への遡上波に影響することはない。

遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、基準地震動に伴う地形変化、標高変化が生じる可能性について検討し、放水口側及び取水口側のそれについて、津波水位に及ぼす影響を評価する。

放水口側の影響評価として、放水口付近は埋立層及び沖積層が分布し、基準地震動が作用した場合、地盤が液状化により沈下するおそれがあることから、有効応力解析結果により沈下量を設定し、沈下後の敷地高さを津波シミュレーションの条件として考慮する。なお、放水口付近には遡上経路に影響を及ぼす斜面は存在しない。

取水口側の影響評価として、取水口側の流入経路の大半は岩盤であり取水口についても地盤改良を行っていることから、基準地震動が作用した場合においても沈下はほとんど生じることはなく、取水口及び取水路周辺斜面についても、基準地震動により津波シミュレーションに影響するすべりは生じないことを確認していることから、津波シミュレーションの条件として沈下及びすべりは考慮しない。

また、基準津波の評価における取水口側のモデルでは、取水路防潮ゲートの開口幅を実寸より広く設定し、取水口ケーソン重量コンクリートを考慮しない条件としているが、設備形状の影響評価及び管路解析の影響評価においては、取水路防潮ゲートの開口幅を実寸で設定し、取水口ケーソン重量コンクリートを考慮する条件や貝付着を考慮しない条件も津波シミュレーションの条件として考慮する。さらに、津波水位を保守的に評価するため、これらの条件の組合せを考慮する。

初期潮位は朔望平均満潮位T.P.+0.49mとし、潮位のバラツキ0.15mについては津波シミュレーションより求めた津波水位に加えることで考慮する。

(3) 水位変動及び地殻変動の考慮

入力津波の設定に当たっては、水位変動として、朔望平均満潮位T.P.+0.49mを考慮する。

上昇側の水位変動に対しては、満潮位の標準偏差0.15mを潮位のバラツキとして加えて設定する。地殻変動については、基準津波1の若狭海丘列付近断層で±0m、基準津波2のFO-A～FO-B～熊川断層で0.23mの隆起である。基準津波3及び基準津波4の隱岐トラフ海底地すべりについては考慮対象外である。入力津波については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie(1971)の方法により算定した敷地地盤の地殻変動量は、基準津波1の若狭海丘列付近断層で±0m、基準津波2のFO-A～FO-B～熊川断層で0.30mの隆起が想定されるため、下降側の水位変動に対して安全評価を実施する際には0.30mの隆起を考慮する。下降側の水位変動に対する安全評価としては、対象物の高さに隆起量を計算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さと上昇側評価水位を直接比較する。また、入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。

2.1.4 詳細設計の条件下で作成する入力津波について

基本設計では、施設に対して最も影響を及ぼす津波を耐津波設計に用いる入力津波として設定したが、それだけではなく、津波高さとしては小さくても施設に対して影響を及ぼす津波についても、その津波の第1波の水位変動量を基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることが必要となる。したがって、詳細設計で評価する計装誤差を考慮し、入力津波を作成する。

具体的には「崩壊規模」及び「破壊伝播速度」並びに「設備形状の影響評価及び管路解析の影響評価」を考慮して津波シミュレーションを行い、入力津波を作成する。この入力津波の第1波の水位変動量が、計装誤差を考慮した場合でも、基本設計で設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることとする。入力津波の設定方法及び結果に関しては、資料2-1-2-3「入力津波の設定」に示す。

2.1.5 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

敷地の特性(敷地の地形、敷地及び敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等)に応じた津波防護を達成するため、以下(1)～(4)の津波防護の観点から入力津波の影響の有無を評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定し、必要な津波防護対策を実施する設計とする。

具体的な影響評価の内容及び結果については、資料2-1-2-4「入力津波による津波防護対象設備への影響評価」に示す。

また、入力津波の変更等が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、保安規定に定期的な評価及び改善に関する手順を定めて管理する。

(1) 敷地への浸水防止(外郭防護1)

a. 遷上波の地上部からの到達、流入の防止

遷上波による敷地周辺の遷上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遷上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のバラツキの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。

評価の結果、遷上波が地上部から到達し流入する可能性がある場合は、津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画に、遷上波の流入を防止するための津波防護施設を設置するとともに、開口部等の浸水経路からの流入を防止するための浸水防止設備を設置する設計とする。

大津波警報が発表された場合、遷上波の地上部からの到達、流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、遷上波の地上部からの到達、流入を防止するため、循環水ポンプを停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。

b. 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止

取水路又は放水路等の経路のうち、津波の流入の可能性のある経路につながる海水系、循環水系、それ以外の屋外排水路又は配管の開口部等の標高に基づく許容津波高さと経路からの津波高さを比較することにより、津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画への、津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のバラツキの合計との差を設計上の裕度とし、判断の際に考慮する。

評価の結果、流入する可能性のある経路がある場合は、津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に、経路からの津波の流入を防止するための津波防護施設を設置するとともに、開口部等の浸水経路からの流入を防止するための浸水防止設備を設置する設計とする。

大津波警報が発表された場合、経路からの津波の流入を防止するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、経路からの津波の流入を防止するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。

(2) 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2)

漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2)については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-2-1「耐津波設計の基本方針」の「(2) 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2)」から変更はない。

(3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(内郭防護)

津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(内郭防護)については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-2-1「耐津波設計の基本方針」の「(3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(内郭防護)」から変更はない。

(4) 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止

a. 海水ポンプ等の取水性

海水ポンプについては、海水ポンプ室(3・4号機共用(以下同じ。))の入力津波の下降側水位が、海水ポンプの設計取水可能水位を上回ることにより、取水機能が保持できる設計とする。

大津波警報が発表された場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。

地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ津波警報等が発表された場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプ停止を実施する運用を保安規定に定めて管理する。

また、大容量ポンプ(3・4号機共用(以下同じ。))及び送水車についても入力津波の水位に対して、取水性が確保できるものを用いる設計とする。

b. 津波の二次的な影響による海水ポンプ等の機能保持確認

基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積に対して、取水口が閉塞することなく海水取水トンネル(3・4号機共用(以下同じ。))及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。

海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、海水ポンプの軸受部の異物逃がし溝から排出することで、取水機能が保持できる設計とする。大容量ポンプ及び消防ポンプについても、浮遊砂の混入に対して取水機能が保持できるものを用いる設計とする。

漂流物については、発電所構内及び構外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、海水ポンプへの衝突及び取水口の閉塞が生じることがなく、海水ポンプの取水性確保並びに海水取水トンネル及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。

なお、発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、発電所構内の放水口側防潮堤及び取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、津波の影響を受けない場所へ退避する運用を保安規定に定めて管理する。

(5) 津波監視

津波監視については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-2-1「耐津波設計の基本方針」の「(5) 津波監視」から変更はない。

(6) 津波影響軽減

津波影響軽減については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2-2-1「耐津波設計の基本方針」の「(6) 津波影響軽減」から変更はない。

2.1.6 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針

「2.1.5 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」にて、津波防護上、津波防護対策が必要な場合は、以下(1)及び(2)に基づき施設の設計を実施する。設計

は、資料2-1-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」の「4. 組合せ」に従い、自然現象のうち、余震、積雪及び風の荷重を考慮する。津波防護施設及び津波監視設備のうち、潮位観測システム（防護用）及び潮位計（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））の詳細な設計方針については、資料2-1-2-5「津波防護に関する施設の設計方針」に示す。

(1) 設計方針

潮位観測システム（防護用）及び潮位計については、「2.1.3 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。なお、潮位観測システム（防護用）及び潮位計に関する耐震設計の基本方針は、資料5-1「耐震設計の基本方針」に従う。

a. 潮位観測システム（防護用）

潮位観測システム（防護用）は、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波が襲來した場合に、その影響を防止する重要安全施設である取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認できる設計とする。

b. 潮位計

潮位計は、津波の襲來状況を監視できる設計とする。また、波力、漂流物の影響を受けにくい高い位置に設置する。

津波監視設備のうち潮位計は、経路からの津波に対し海水ポンプ室前面の上昇側及び下降側の水位変動のうちT.P. 約□mからT.P. 約□mを測定可能とし、非接触式の水位検出器により計測できる設計とする。また、潮位計は3号機及び4号機の非常用所内電源設備から給電し、中央制御室から監視可能な設計とする。

(2) 荷重の組合せ及び許容限界

潮位観測システム（防護用）及び潮位計の耐津波設計における構造強度による機能維持は、以下に示す入力津波による荷重と津波以外の荷重の組合せを適切に考慮して構造強度評価を行い、その結果が許容限界内にあることを確認すること（解析による設計）により行う。なお、組み合わせる自然現象とその荷重の設定については、資料2-1-1-1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に、地震荷重との組合せとその荷重の設定については、資料5-1「耐震設計の基本方針」に従う。

a. 荷重の種類

(a) 常時作用する荷重

常時作用する荷重は持続的に生じる荷重であり、自重又は固定荷重、積載荷重、土圧及び海中部に対する静水圧（浮力含む）を考慮する。

(b) 地震荷重

基準地震動Ssに伴う地震力（動水圧含む。）とする。

(c) 積雪荷重

資料2－1－1－1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に従い、積雪荷重を考慮する。

(d) 風荷重

資料2－1－1－1「耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する基本方針」に従い、風荷重を考慮する。

b. 荷重の組合せ

(a) 積雪荷重の受圧面積が小さいもの、配置上又は形状上積雪が生じにくいもの、重量のある構造物であり積雪荷重が占める割合がわずかであるものについては積雪荷重を考慮しないこととする。

c. 許容限界

潮位計は、地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、施設、設備を構成する材料が概ね弾性状態に留まることとする。

2.2 適用規格

適用規格については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の資料2－2－1「耐津波設計の基本方針」の「2.2 適用規格」から変更はない。

資料 2-1-2-2 基準津波の概要

目 次

頁

1. 概要	T3-添2-1-2-2-1
2. 既往津波	T3-添2-1-2-2-1
3. 地震を要因とする津波	T3-添2-1-2-2-1
3.1 地震に伴う津波の評価	T3-添2-1-2-2-1
3.2 行政機関の波源モデルを用いた津波	T3-添2-1-2-2-1
4. 地震以外を要因とする津波	T3-添2-1-2-2-4
4.1 海底地すべりに伴う津波	T3-添2-1-2-2-4
4.2 陸上地すべりに伴う津波	T3-添2-1-2-2-5
4.3 火山現象に伴う津波	T3-添2-1-2-2-6
5. 津波発生要因の組合せに関する検討	T3-添2-1-2-2-6
6. 基準津波の選定	T3-添2-1-2-2-6
6.1 基準津波の選定方針	T3-添2-1-2-2-6
6.2 基準津波の選定結果（津波警報等が発表されない場合を除く）	T3-添2-1-2-2-8
6.3 津波警報等が発表されない場合の基準津波の選定結果	T3-添2-1-2-2-9
6.4 基準津波の策定	T3-添2-1-2-2-9

1. 概要

本資料は、設置（変更）許可で設定した基準津波の概要を説明するものである。

基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地震に伴う津波、地震以外を要因とする津波、行政機関の波源モデルによる津波及びこれらの組み合わせによる津波を想定し、不確かさを考慮した上で設置（変更）許可を受けたものを用いる。

2. 既往津波

「日本被害津波総覧[第2版]」等によれば、敷地周辺の沿岸域に被害をもたらした既往津波は認められていない。

なお、過去に、敷地周辺に比較的大きな水位変動を与えたと考えられる津波には、日本海東縁部を波源とする1983年日本海中部地震津波及び1993年北海道南西沖地震津波があり、発電所において、1983年日本海中部地震津波では□mの振幅を、1993年北海道南西沖地震津波ではT.P.□m～T.P.□m(T.P.は東京湾平均海面)の水位変動を記録している。

3. 地震を要因とする津波

3.1 地震に伴う津波の評価

文献調査及び敷地周辺の地質調査結果を踏まえ、発電所へ大きな水位変動を及ぼす津波波源となる可能性のある敷地周辺の海域活断層（第3-1図）と日本海東縁部の断層（第3-2図）について検討を行った。

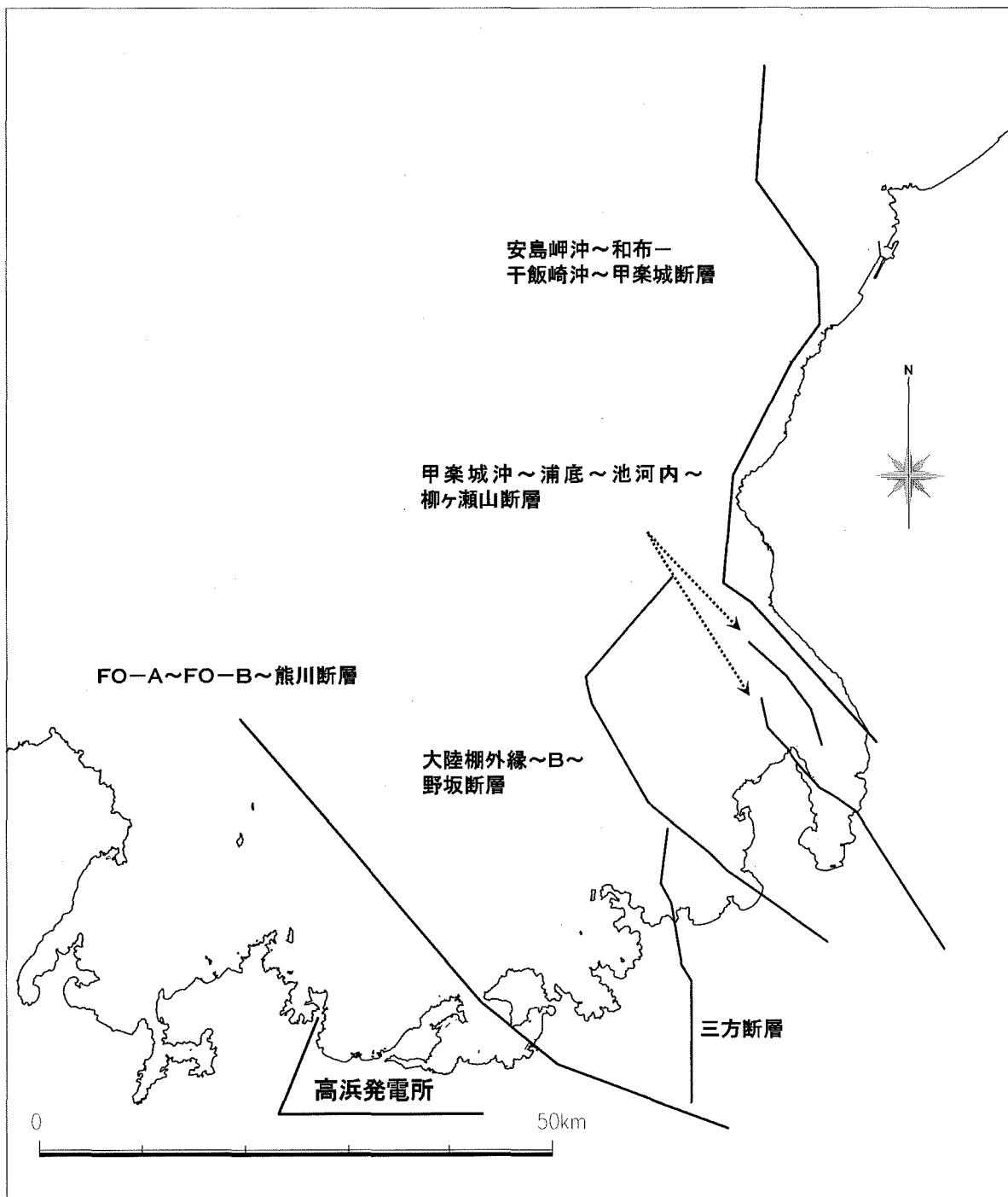
検討に当たっては、概略数値計算モデルによるパラメータスタディを実施し、水位変動量の大きい大陸棚外縁～B～野坂断層及びFO-A～FO-B～熊川断層について、詳細数値計算モデルによる津波シミュレーションを実施し、津波水位を算出した。

なお、日本海東縁部の断層については、パラメータスタディの結果、海域活断層に比べて水位変動量が小さいことから、詳細数値計算モデルによる検討対象波源として選定していない。また、太平洋側に想定されるプレート間地震及び海洋プレート内地震による津波については、発電所の安全性に影響を与えるような津波の痕跡が認められず、日本海側には影響しないと考えられることから検討対象波源として選定しなかった。

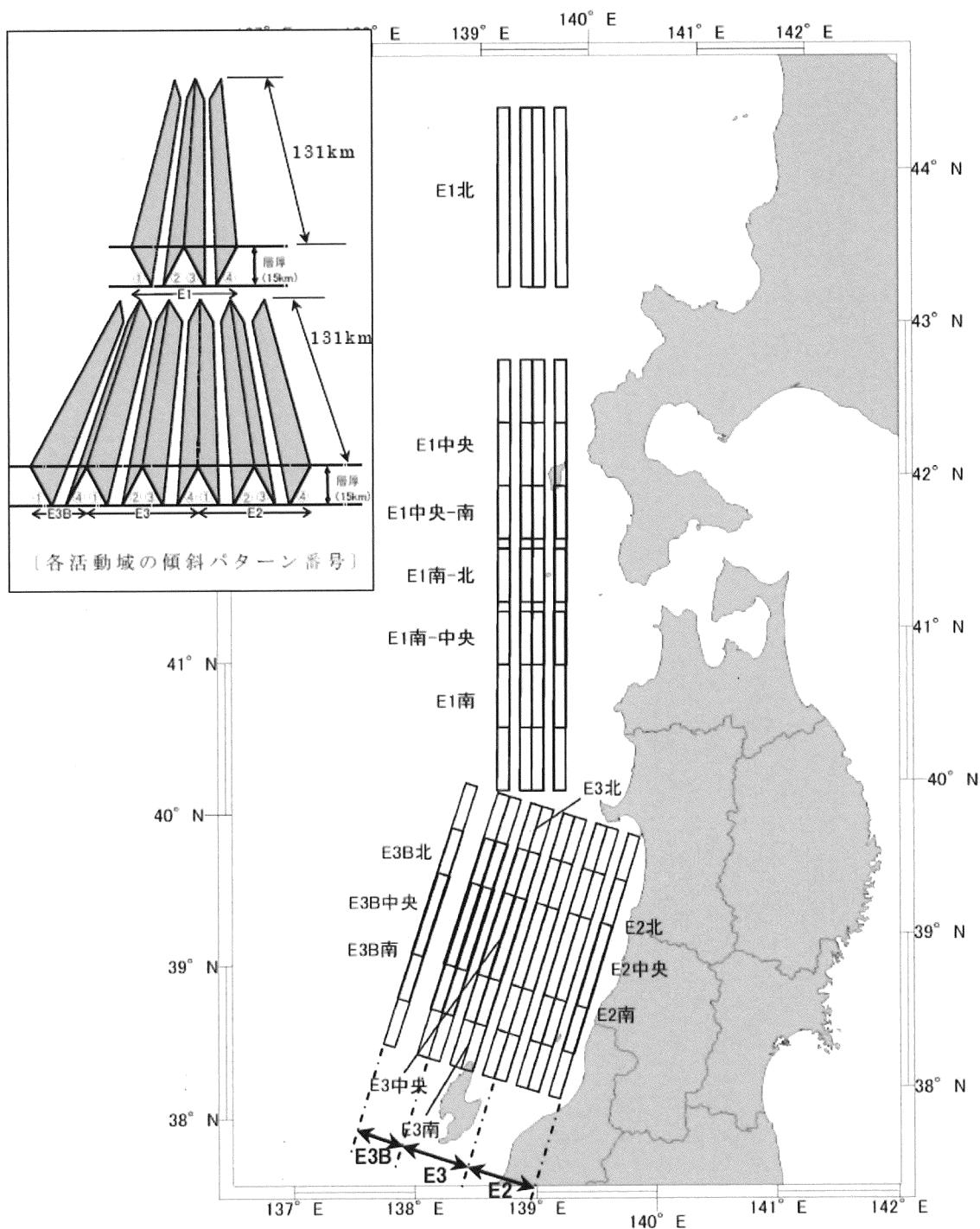
3.2 行政機関の波源モデルを用いた津波

国土交通省等及び日本海に位置する各自治体では、様々な波源モデルを用いて津波シミュレーションを実施しており、当社が検討した波源モデルと異なることから、影響を検討した。行政機関の波源モデルの中でも発電所へ比較的大きな水位変動を与える可能性のある波源モデルとして、福井県で想定されている若狭海丘列付近断

層、秋田県で想定されている日本海東縁部の波源及び「日本海における大規模地震に関する調査検討会（以下「検討会」という。）」（国土交通省）で想定されている若狭海丘列付近断層及びFO-A～FO-B～熊川断層を対象に検討を実施した。



第3-1図 敷地周辺の海域における検討対象断層



第3-2図 日本海東縁部における検討対象断層

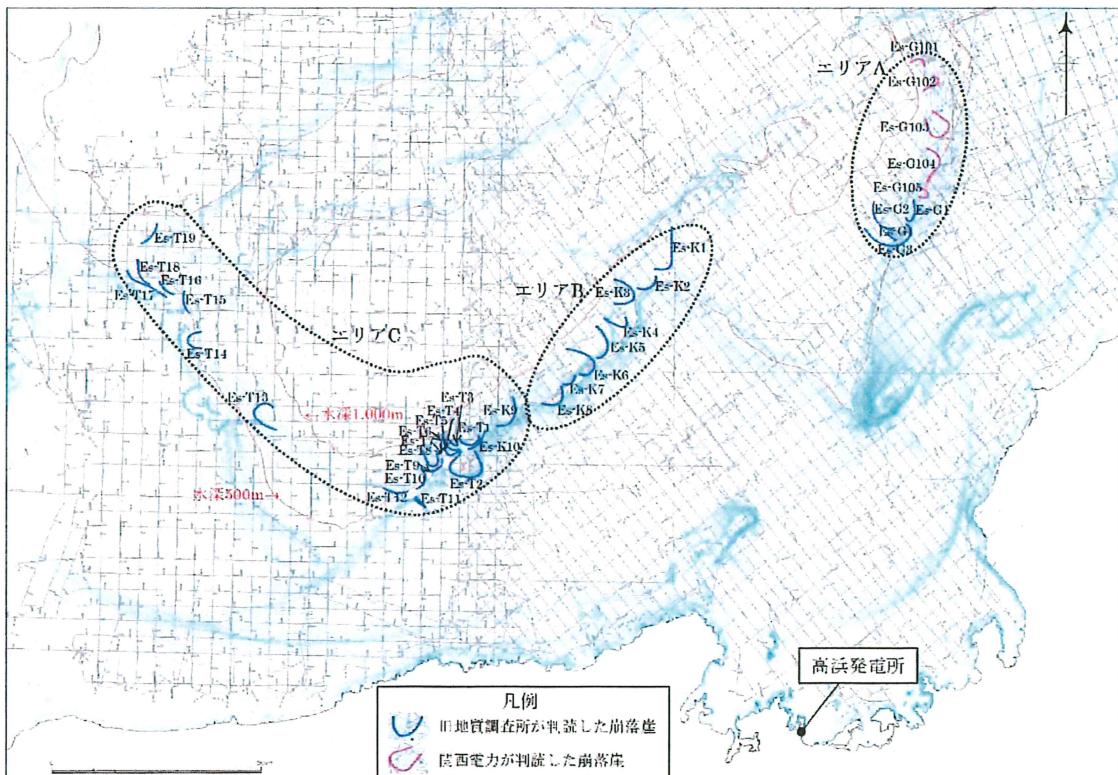
4. 地震以外を要因とする津波

発電所に影響を与える可能性がある地震以外に起因する津波として、海底地すべり、陸上の斜面崩壊（地すべり）（以下「陸上地すべり」という。）及び火山現象に起因する津波を考慮している。

4.1 海底地すべりに伴う津波

海底地質図等に示されている、隠岐トラフ付近の海底地すべり跡と考えられる崩落崖の記載を元に、高分解能海上音波探査記録の再解析結果を用いて海底地すべり位置図及び海底の層相区分図を作成した。作成した層相区分図の範囲内すべての高分解能海上音波探査記録について、海底地すべり地形の有無を詳細に確認した結果、隠岐トラフの南東側及び南西側の斜面に38の海底地すべり跡を抽出した。

これらの海底地すべり跡について、位置及び向きにより、大きく3つのエリア（エリアA～C）に分け、エリアごとに最大規模となる、エリアAのEs-G3、エリアBのEs-K5、エリアCのEs-T2を選定し、複数の手法を用いて津波水位を算出した。検討対象として抽出した海底地すべりの位置及びエリア区分を第4-1図に示す。なお、最大規模以外で、規模が2位、3位の海底地すべり跡並びに発電所方向に崩壊する海底地すべり跡についても選定し、津波水位を算出した。

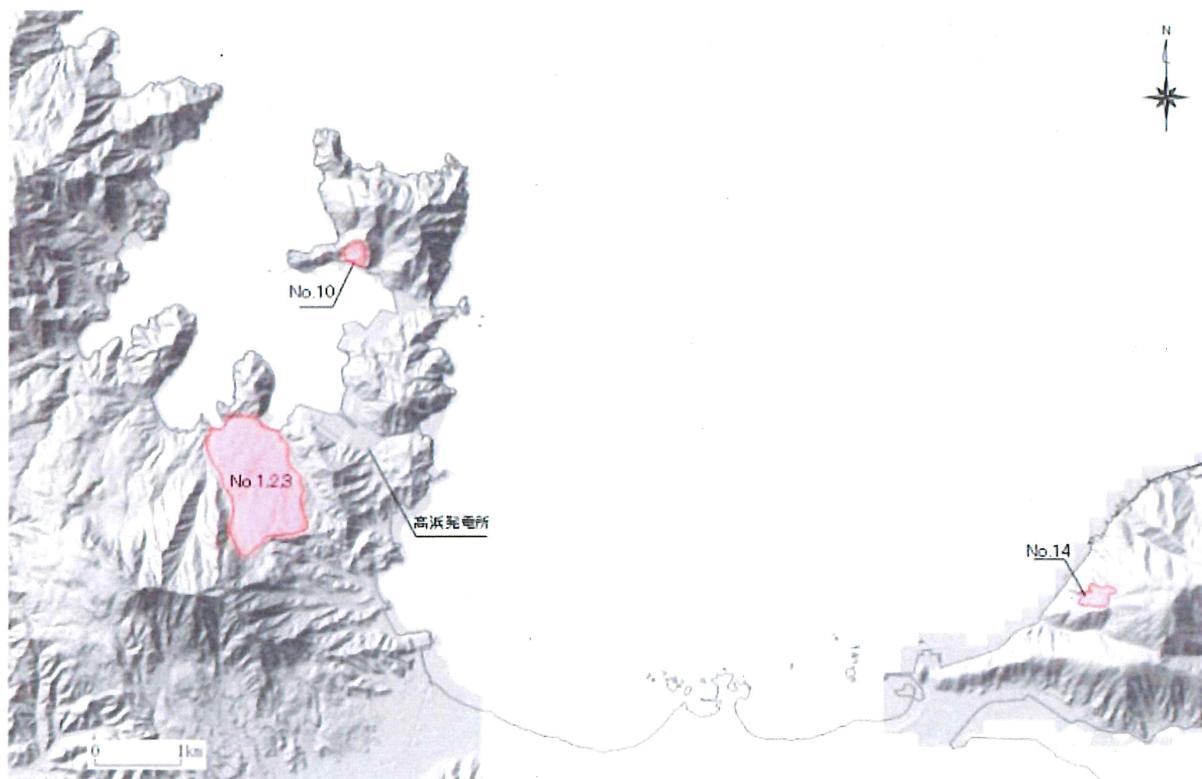


第4-1図 検討対象として抽出した海底地すべりの位置及びエリア区分図

4.2 陸上地すべりに伴う津波

(独) 防災科学技術研究所による地すべり地形分布図データベースを基に、発電所に影響のある津波を発生させる陸上地すべりが存在すると考えられる3つのエリア（内浦湾東方、内浦湾南方及び大島半島西方）について、詳細な地形判読及び現地踏査を行い、地すべり範囲を推定するとともに、当該エリアの一部で実施されている福井県による地すべり調査結果も参考に、既往の地すべりの幅と厚さの関係、周辺地形及び現地状況より崩壊土砂の厚さを推定し、崩壊土砂量を想定した。想定した陸上地すべりの位置を第4-2図に示す。

想定した地すべり地形を用いて斜面崩壊シミュレーションを実施し、複数の手法を用いて津波水位を算出した。



第4-2図 想定した陸上地すべりの位置図

4.3 火山現象に伴う津波

日本海で認められる活火山としては、渡島大島、利尻島、鬱陵島があるが、若狭湾沿岸における津波堆積物調査の結果から、発電所の安全性に影響を与えるような津波の痕跡は認められなかった。

一方、日本の火山（第3版）概要及び付表（200万分の1地質編集図）並びに第四紀火山岩体・貫入岩体データベース（地質調査総合センター速報）に示されるその他の第四紀火山として隱岐島後があるが、噴火形態は溶岩流であること、また最大活動休止期間よりも最新噴火年から現在に至る期間の方が長く、将来の活動性が低いと考えられることから、火山現象に起因する津波により、発電所の安全性は影響を受けるおそれないと評価する。

5. 津波発生要因の組合せに関する検討

地震に起因する津波、地震以外に起因する津波及び行政機関の波源モデルを用いた津波の検討結果を踏まえ、因果関係が考えられる津波発生要因の組合せとして、地震と海底地すべりの組合せとなる「若狭海丘列付近断層と隱岐トラフ海底地すべり」、地震と陸上地すべりの組合せとなる「FO-A～FO-B～熊川断層と陸上地すべり（No.14）」及び「FO-A～FO-B～熊川断層と陸上地すべり（No.1, 2, 3）」を選定し、津波発生要因の組合せに関する検討を実施した。

津波発生要因の組合せの検討に当たっては、地震に起因する津波と、それに組み合わせる地震以外に起因する津波の計算を個別に行い、個々の津波水位評価結果を足し合わせて最も厳しい組合せケースを抽出した。ここで、津波水位評価結果の足し合わせにおいては、発生時間の不確かさを考慮した。

6. 基準津波の選定

6.1 基準津波の選定方針

津波警報等に基づいて取水路防潮ゲートを閉止する場合に対して、津波警報等が発表されない場合では津波警報等に基づく取水路防潮ゲート閉止ができないことから、これらの2つの場合についてはそれぞれに基準津波を選定する必要がある。

また、津波警報等に基づいて取水路防潮ゲートを閉止する場合のうち、取水路防潮ゲートを閉止した後に津波の第1波が到達する場合（取水路防潮ゲート「閉」で評価）と、取水路防潮ゲートを閉止する前に津波の第1波が到達する場合（取水路防潮ゲート「開」で評価）では、評価条件が異なることから、これら2つの場合についてもそれぞれに基準津波を選定する必要がある。

取水路側の各評価点（取水路防潮ゲート前面及び各ポンプ室）は、取水路防潮ゲートの「開」「閉」の違いによって敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響の観点で重視すべき度合が異なることから、基準津波の選定においてはこれを考

慮する。具体的には、取水路防潮ゲートが「閉」の場合には、越流による津波浸入の有無の観点から取水路防潮ゲート前面は評価点として重視する必要があるが、取水路からの津波浸入がないことで水位変動が比較的小さくなる各ポンプ室を評価点として重視する必要はない。一方、取水路防潮ゲート「開」の場合には、水位の高低に関わらず津波が浸入する取水路防潮ゲート前面を評価点として重視する必要はないが、取水路からの津波浸入によって水位変動が比較的大きくなる各ポンプ室は評価点として重視する必要がある。

上記を前提とした上で、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響の観点から、各評価点において発電所への影響が大きい波源を基準津波として選定することとし、具体的には以下の①～③の方針とした。

なお、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源の確認では、津波水位計算結果に耐津波設計で考慮される潮位のバラツキ（水位上昇側：+0.15m、水位下降側：-0.17m）及び高潮の裕度（水位上昇側：□m）を加味した値が、各ポンプ室のうちいずれかで敷地高さ（T.P. □m）を上回る波源を“敷地への遡上のおそれがある波源”とし、各海水ポンプ室のうちいずれかで海水ポンプの取水可能水位（1号機及び2号機海水ポンプ：約 T.P. □m、3, 4号機海水ポンプ：約 T.P. □m）を下回る波源を“水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源”とした。

① 敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源がない場合の選定方針

敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源がない場合には、各評価点において最高水位・最低水位となる波源を基準津波として選定する。ただし、同一の評価点における最高水位・最低水位が同程度のケースが複数ある場合は、基準津波としては、他の評価点における最高水位・最低水位の影響が大きなケースを代表として選定する。

② 敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源がある場合の選定方針

耐津波設計における津波防護の観点では、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがあるすべてのケースに対して安全機能を損なわないことが求められる。耐津波設計では基準津波を用いて検討を行うことから、津波水位計算結果に潮位のバラツキ（水位上昇側：+0.15m、水位下降側：-0.17m）及び高潮の裕度（水位上昇側：□m）を加味した値が、各ポンプ室のうちいずれかで敷地高さ（T.P. □m）を上回る波源、または、各海水ポンプ室のうちいずれかで海水ポンプの取水可能水位（1号機及び2号機海水ポンプ：約 T.P. □m、3, 4号機海水ポンプ：約 T.P. □m）を下回る波源については、すべて基準津波として選定する。

③ 津波警報等が発表されない場合の留意点

津波警報等が発表されない場合には津波警報等に基づく取水路防潮ゲート閉止ができないため、耐津波設計においては、ゲート内への津波の浸入を前提としながら施設の安全性を損なわない設計とする必要がある。従って、耐津波設計において敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波波形を網羅的に確認できるように基準津波を策定する必要がある。

具体的には、津波警報等が発表されない場合の対象波源である海底地すべりでは、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源を確認する際の津波水位計算で設定した崩壊規模及び破壊伝播速度に対して部分的な崩壊や遅い崩壊となる可能性があり、その場合でも敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波は発生し得る。このため、②に基づいて敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源を基準津波として選定する場合には、基準津波の波源としては、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがあるすべての海底地すべりを選定した上で、それぞれの海底地すべりにおける崩壊規模及び破壊伝播速度の値は固定しないこととする。

6.2 基準津波の選定結果（津波警報等が発表されない場合を除く）

各波源及びそれらの組み合わせ（以下「単体組み合わせ」という。）による津波水位評価結果を第6-1表及び第6-2表に示す。

単体組み合わせによる津波水位評価結果を踏まえ、各評価点で最も水位の影響が大きい波源（7ケース）を対象に、断層と地すべりによる初期水位を同一の伝播計算上で考慮した津波シミュレーション（以下「一体計算」という。）を実施した。その結果を第6-3表に示す。

各波源及び一体計算による津波水位評価の結果から、取水路防潮ゲート「閉」条件で評価した波源のうち、取水路防潮ゲート前面、放水口前面及び放水路（奥）で最高水位となった「若狭海丘列付近断層と隱岐トラフ海底地すべり（エリアB）の組み合わせ」を基準津波1、取水路防潮ゲート「開」条件で評価した波源のうち、各ポンプ室で最高水位・最低水位となった「FO-A～FO-B～熊川断層と陸上地すべり（No.14）の組み合わせ」を基準津波2として選定した。ここで、水位下降側の評価においては、同じ波源の時間ずれであるケース④、⑥、⑦が僅差で並ぶ結果であったが、評価対象水位にも余裕があることから、基準津波としては水位上昇側にも影響があるケース⑦を代表として選定した。

また、選定した基準津波は、福井県による既往評価や他の行政機関の波源モデルを用いた評価結果よりも大きな水位となっていることを確認した。

各波源及び一体計算による津波水位評価結果に基づく敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源の確認結果を第6-4表に示す。確認

の結果、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源はなかった。なお、津波到達に対して取水路防潮ゲート閉止が間に合わない波源に対しては取水路防潮ゲート「開」条件で評価を実施したが、その場合でも敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがないことを確認した。

6.3 津波警報等が発表されない場合の基準津波の選定結果

津波警報等が発表されない場合の津波水位計算結果及び敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源の確認結果を第6-5表に示す。津波警報等に基づく取水路防潮ゲート閉止ができない前提で評価した結果、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源は「海底地すべりエリアB (Es-K5, Kinematic モデル)」及び「海底地すべりエリアC (Es-T2, Kinematic モデル)」であった。このため、これらをそれぞれ基準津波3及び基準津波4として選定した。

敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源の確認における津波水位計算では、水位変動が最も大きくなるように、海底地すべりによる津波の初期水位形状の算出に用いるパラメータのうち、崩壊規模及び破壊伝播速度を保守的に最大値で設定した。選定方針の③に基づき、基準津波の波源としては、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがあるケースをすべて包含する波源とするために、基準津波3及び基準津波4は、「海底地すべりエリアB (Es-K5, Kinematic モデル)」及び「海底地すべりエリアC (Es-T2, Kinematic モデル)」において崩壊規模及び破壊伝播速度の値を固定しない波源として策定することとした。ただし、崩壊規模及び破壊伝播速度は、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源の確認において用いた値を上限とすることとした。

6.4 基準津波の策定

基準津波は、時刻歴波形に対して施設からの反射波の影響が微小となるよう、音海半島から北方に約2km離れた海域で定義した。その位置を第6-1図に、各基準津波の基準津波定義位置における時刻歴波形を第6-2図に示す。ただし、基準津波3及び基準津波4は、崩壊規模及び破壊伝播速度を固定値としないことから、施設への影響が最も大きくなる崩壊規模及び破壊伝播速度を適用した場合の時刻歴波形を示す。

第 6-1 表 各波源による津波水位評価結果

第 6-1 表 各波源による津波水位評価結果

第 6-2 表 単体組合せによる津波水位評価結果

第6-2表 単体組合せによる津波水位評価結果

第6-3表 一体計算による津波水位評価結果

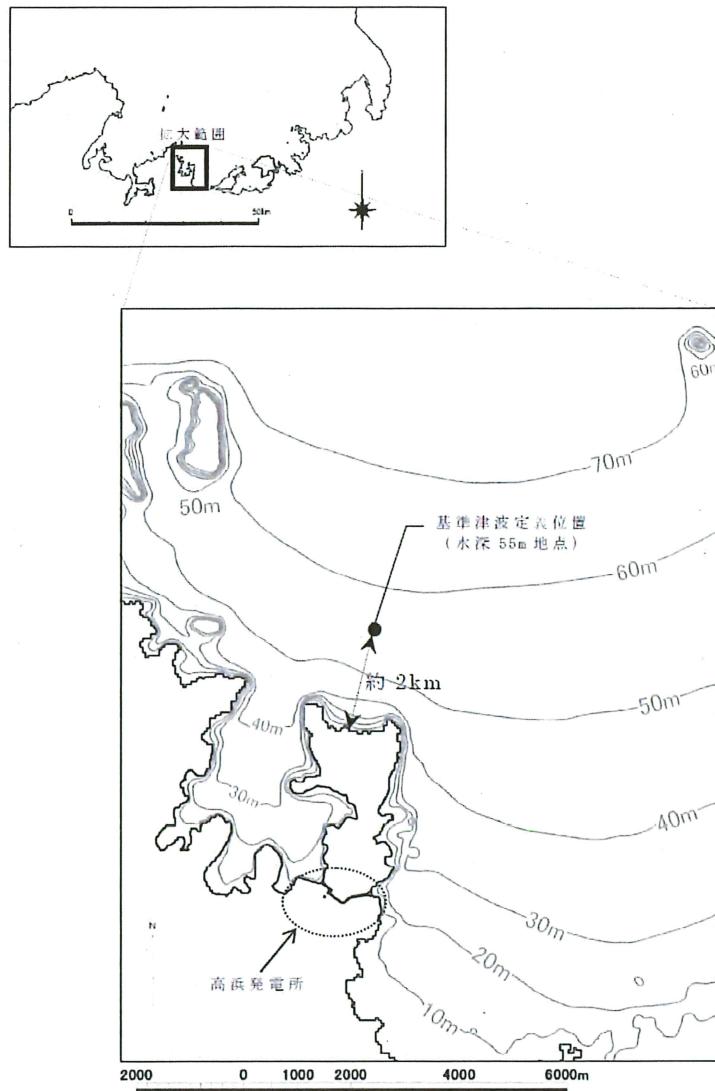
第 6-3 表 一体計算による津波水位評価結果

第 6-4 表 敷地への地上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源の確認結果

波源名	波高 (m)	周期 (s)	方位 (度)	影響
波源 A	0.5	10	0	弱
波源 B	0.3	12	45	弱
波源 C	0.2	8	90	弱
波源 D	0.1	15	135	弱
波源 E	0.05	20	180	弱
波源 F	0.02	25	225	弱
波源 G	0.01	30	270	弱
波源 H	0.005	35	315	弱

第 6-5 表 津波警報等が発表されない場合の津波水位計算結果

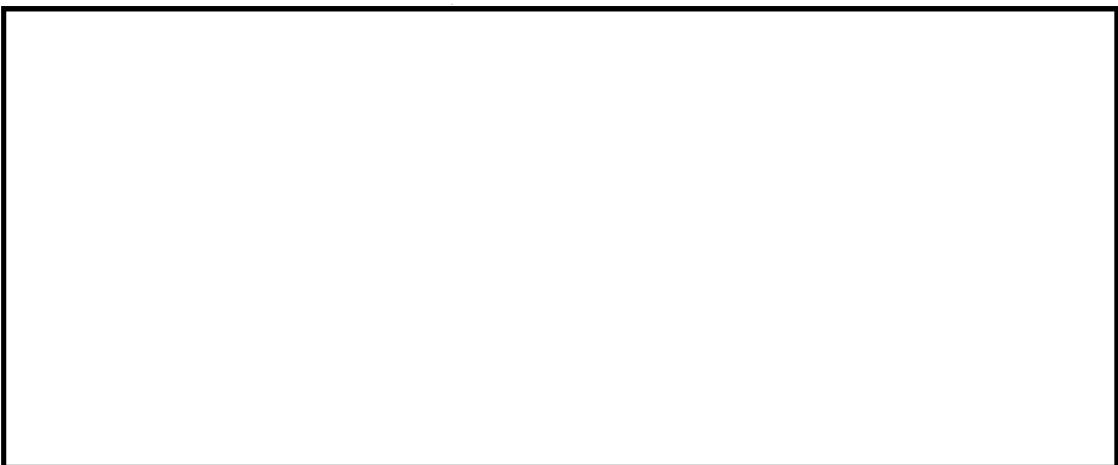
（	



第 6-1 図 基準津波定義位置



(基準津波 1

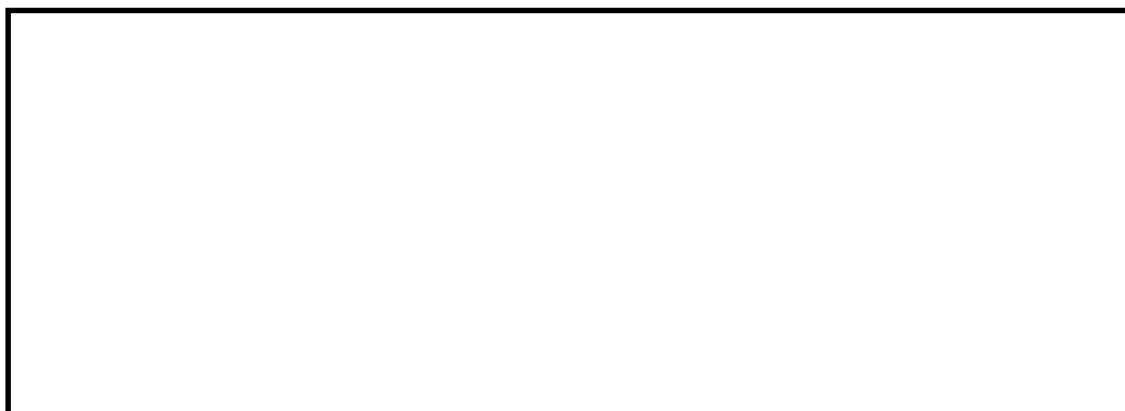


(基準津波 2

第 6-2 図(1) 基準津波の時刻歴波形



基準津波 3



基準津波 4

※基準津波 3 及び基準津波 4 は、崩壊規模及び破壊伝播速度を固定値としないことから、施設への影響が最も大きくなる崩壊規模及び破壊伝播速度を適用した場合の時刻歴波形を示す。

第 6-2 図(2) 基準津波の時刻歴波形